

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年1月1日
(第29期)	至	2019年12月31日

株式会社青山財産ネットワークス

東京都港区赤坂八丁目4番14号

(E05407)

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. 事業等のリスク	10
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
4. 経営上の重要な契約等	15
5. 研究開発活動	15
第3 設備の状況	16
1. 設備投資等の概要	16
2. 主要な設備の状況	16
3. 設備の新設、除却等の計画	16
第4 提出会社の状況	17
1. 株式等の状況	17
(1) 株式の総数等	17
(2) 新株予約権等の状況	17
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	26
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	26
(5) 所有者別状況	26
(6) 大株主の状況	27
(7) 議決権の状況	28
2. 自己株式の取得等の状況	28
3. 配当政策	29
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	30
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	30
(2) 役員の状況	34
(3) 監査の状況	40
(4) 役員の報酬等	41
(5) 株式の保有状況	42
第5 経理の状況	44
1. 連結財務諸表等	45
(1) 連結財務諸表	45
(2) その他	75
2. 財務諸表等	76
(1) 財務諸表	76
(2) 主な資産及び負債の内容	86
(3) その他	86
第6 提出会社の株式事務の概要	87
第7 提出会社の参考情報	88
1. 提出会社の親会社等の情報	88
2. その他の参考情報	88
第二部 提出会社の保証会社等の情報	89

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月27日
【事業年度】	第29期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社青山財産ネットワークス
【英訳名】	Aoyama Zaisan Networks Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 蓮見 正純
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03（6439）5800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理本部長 橋場 真太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03（6439）5800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理本部長 橋場 真太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	14,275,850	14,420,385	14,562,504	17,227,477	19,061,077
経常利益 (千円)	471,305	628,166	943,128	1,358,063	1,503,993
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	518,604	587,437	768,647	1,162,804	1,676,263
包括利益 (千円)	613,030	634,430	901,845	1,271,080	1,380,178
純資産額 (千円)	2,909,753	3,329,742	3,624,018	4,518,382	6,390,326
総資産額 (千円)	7,220,445	9,258,623	12,587,623	12,353,873	15,492,751
1株当たり純資産額 (円)	245.43	279.72	316.81	395.17	518.96
1株当たり当期純利益 金額 (円)	44.21	49.75	66.74	101.88	140.00
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	43.81	49.47	66.18	100.25	138.67
自己資本比率 (%)	40.0	35.8	28.7	36.5	40.6
自己資本利益率 (%)	19.5	18.9	22.2	28.6	31.1
株価収益率 (倍)	14.05	14.35	24.42	12.40	12.06
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	801,144	1,177,838	△1,277,493	272,884	2,300,071
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	△162,462	△1,061,058	△840,970	332,004	723,413
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	370,160	1,116,259	2,174,498	△1,787,785	1,215,074
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	4,093,019	5,350,016	5,386,770	4,197,046	8,494,808
従業員数 (人)	148	168	184	212	236

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	10,977,181	10,507,760	10,572,881	14,792,123	15,382,623
経常利益 (千円)	395,396	448,480	740,697	989,693	1,153,650
当期純利益 (千円)	480,464	558,038	710,887	962,046	1,532,966
資本金 (千円)	1,044,800	1,066,156	1,088,937	1,088,937	1,143,304
発行済株式総数 (株)	11,771,200	11,864,100	11,963,500	11,963,500	12,114,100
純資産額 (千円)	2,791,441	3,186,181	3,441,112	4,142,503	5,907,186
総資産額 (千円)	6,537,140	7,987,439	11,118,851	11,138,493	13,786,352
1株当たり純資産額 (円)	235.38	267.62	300.79	362.24	479.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	18 (5)	23 (8)	30 (11)	39 (14)	50 (17)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	40.96	47.26	61.72	84.29	128.03
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	40.59	46.99	61.20	82.95	126.81
自己資本比率 (%)	42.4	39.8	30.9	37.1	42.1
自己資本利益率 (%)	18.8	18.8	21.5	25.4	30.9
株価収益率 (倍)	15.16	15.11	26.41	14.98	13.18
配当性向 (%)	43.9	48.7	48.6	46.3	39.1
従業員数 (人)	102	121	135	156	183
株主総利回り (%)	112.3	132.7	298.9	241.3	324.8
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(112.1)	(112.4)	(137.4)	(115.5)	(136.4)
最高株価 (円)	939	772	1,894	2,619	2,030
最低株価 (円)	464	418	670	1,122	1,221

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2019年12月期の1株当たり配当額には、上場15周年記念配当5円を含んでおります。

3. 株価収益率は、貸借対照表日における株価に基づいて算出しております。

4. 最高・最低株価は、2015年5月1日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	事項
1991年9月	財産コンサルティングを目的として、船井コーポレーション㈱（船井総合研究所の100%連結子会社）と㈱グリーンボックスが中心となり、船井財産ドックを設立（設立時資本金61,000千円） 本店 東京都港区芝三丁目4番11号（登記上の本店所在地） 本社 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号
1991年12月	第三者割当増資（資本金100,000千円） ㈱東海銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行）、㈱東京銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行）、中央信託銀行㈱（現 三井住友信託銀行㈱）、大和証券㈱、オリックス㈱、日本生命保険相互会社をはじめとする金融機関からの資本参加を受ける
1996年10月	本社を東京都武蔵野市境二丁目14番1号に移転
1999年1月	全国資産家ネットワークを構築するために、船井財産コンサルタンツ・ネットワークシステムを設立（当社60%出資、資本金10,000千円）
1999年4月	商号を船井財産コンサルタンツに変更 船井財産コンサルタンツ京都を設立（以降、各地にエリアカンパニーを順次設立）
1999年7月	不動産特定共同事業法に基づく任意組合現物出資型による不動産共同所有システムを開始
2000年7月	第三者割当増資（増資後資本金350,000千円） ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号、船井コーポレーション㈱他からの資本参加を受ける
2000年10月	船井エステート(旧 ㈱青山総合エステート)を設立（旧連結子会社）
2002年7月	不動産特定共同事業法に基づく任意組合金銭出資型による不動産共同所有システムを開始
2003年7月	本社及び本店を東京都新宿区西新宿二丁目4番1号へ移転
2004年7月	㈱東京証券取引所マザーズ市場に上場
2004年7月	特定非営利法人「日本企業再生支援機構」の設立に参加
2004年10月	フランチャイズ方式による当社ネットワーク「エリアパートナー制度」を導入
2005年1月	執行役員制度の導入
2005年3月	㈱暁事業再生ファンドを設立（当社100%出資、資本金3,000千円、旧連結子会社）
2005年9月	不動産賃貸管理会社 KRFコーポレーション㈱(現 ㈱青山総合エステート)を出資持分の買取りにより子会社化（資本金3,000千円、現連結子会社）
2005年9月	㈱地域企業再生ファンドを設立（当社100%出資、資本金3,000千円、旧連結子会社） ㈱ふるさと再生ファンドを設立（当社100%出資、資本金3,000千円、旧連結子会社）
2006年3月	100年ファンド投資事業有限責任組合を設立（旧連結子会社） 当社が同組合の無限責任組合員を務める
2006年8月	100年ファンド投資事業有限責任組合（当社31.5%出資、出資金3,870,000千円、旧連結子会社）を連結子会社化 これに伴い㈱うかいを持分法適用関連会社とする（議決権所有割合40.01%）
2007年2月	㈱うかいの河口湖ミュージアム事業を分社化し、㈱河口湖うかいが継承（当社30%出資、資本金150,000千円、持分法適用関連会社）
2007年3月	船井財産コンサルタンツ・ネットワークシステム（旧連結子会社）を当社に吸収合併
2008年6月	100年ファンド投資事業有限責任組合を解散のうえ清算
2008年9月	㈱プロジェクトホールディングスを連結子会社化
2008年10月	㈱プロジェクトホールディングスを吸収合併し、同社は解散
2009年9月	株式の一部売却により㈱うかいを持分法適用関連会社から除外
2009年10月	青山オフィスを東京都港区赤坂八丁目4番14号に開設
2010年4月	本店を東京都港区赤坂八丁目4番14号に移転、青山オフィスを廃止
2010年10月	船井エステートを船井青山総合エステートに商号変更
2010年10月	KRFコーポレーション㈱をKRFコーポレーション㈱(現 船井青山総合エステート)へ組織変更
2011年1月	Aoyama Wealth Management Pte.Ltd.をシンガポール共和国に設立（現連結子会社）
2011年3月	株式の売却により㈱河口湖うかいを持分法適用関連会社から除外
2012年7月	船井財産コンサルタンツの商号を「船井青山財産ネットワークス」に変更
2013年7月	KRFコーポレーション㈱が船井青山総合エステートを吸収合併、同日、船井青山総合エステートに商号変更（現連結子会社）
2013年10月	㈱日本資産総研を経営統合（当社100%出資、資本金195,500千円、現連結子会社）
2013年10月	Aoyama Zaisan Networks USA, Inc.をアメリカ合衆国 カリフォルニア州に設立（現連結子会社）
2015年5月	東京証券取引所第二部に市場変更
2015年6月	不動産特定共同事業法に基づく金融庁長官・国土交通大臣許可を取得
2015年9月	合同会社青山ライフプロモーションを設立（旧連結子会社）
2016年1月	㈱プロジェクト（現 船井青山財産インベストメント 現連結子会社）と、新生インベストメント&ファイナンス㈱との合併により新生青山パートナーズ㈱を設立（船井青山財産インベストメント 50%出資、資本金3,000千円）
2016年8月	㈱日本M&Aセンターとの合併により㈱事業承継ナビゲーターを設立（当社50%出資、資本金40,000千円）
2017年5月	PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIAをインドネシア共和国に設立（現連結子会社）
2017年6月	㈱日本資産総研とその子会社である㈱日本資産総研コンサルタント及び㈱日本資産総研ワークスが合併し、存続会社である㈱日本資産総研コンサルタントを船井日本資産総研（現連結子会社）に商号変更
2017年10月	不動産特定共同事業法改正スキーム地方創生事業の当社第1号案件となる小松駅前複合施設「Komatsu A×Z Square（こまつアズスクエア）」が竣工
2019年2月	㈱キャピタル・アセット・プランニングと資本業務提携
2019年12月	HACグループ及び篠原公認会計士事務所グループとの三社合併で、船井青山財産ネットワークス九州を設立（現連結子会社）

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社7社、非連結子会社3社及び関連会社2社により構成されており、個人資産家及び企業オーナーに対して財産承継・事業承継・財産運用等のコンサルティングを手掛けており、財産コンサルティング業務を主たる事業としております。

当社グループの事業は、財産コンサルティング事業という単一の事業セグメントであります。当社グループの売上分類といたしましては、(1)財産コンサルティング収益、(2)不動産取引収益に区分しております。

(1) 財産コンサルティング収益

個人資産家への財産承継コンサルティング、企業オーナーへの事業承継コンサルティング、独自の商品を開発してお客様の財産運用・管理のコンサルティングを行った際の収益等を財産コンサルティング収益に計上しており、内訳は次の通りです。

①財産承継コンサルティング収益

財産承継コンサルティング収益につきましては、個人資産家に対して相続の事前・事後対策、保有不動産の有効活用、広大地活用、不動産の購入・売却に関するコンサルティングなどから得られる収益を計上しております。

財産承継コンサルティングでは、相続が発生した際に相続税の納税額はどれくらいになるか、そして納税できる資金は確保できるのか、遺産分割が円滑に行われるのか、さらに納税後のご家族の生活資金は十分かといった分析・将来シミュレーションを行い、問題点と問題を解決するための課題を明らかにしていきます。そして、課題解決の為の施策の検討、実行のお手伝いをします。この財産承継において重要になるのが、相続争いを未然に防ぐための遺言書作成、信託の活用、収入アップや分割しやすくするための資産の組換えと納税資金や相続後の遺された方の生活資金を確保するための対策です。

また、財産承継コンサルティングで培ったノウハウを活かし、社会問題に対して新たな取り組みを行っております。

一つは、日本の空き家・空き地問題への取り組みです。現在、日本では少子高齢化を背景に、総務省の調査によると、全国の空き家数は、2033年には2,000万戸になると予想されています。当社グループは、この社会問題を解決するために、空き家・空き地の管理サービスと空き地の活用に関するコンサルティングを展開するNPO法人 空き家・空き地管理センターと提携し、東京都内を対象とした、空き家活用コンサルティング事業を行っております。

もう一つは、認知症対策への取り組みです。最近では認知症のため意思能力を欠いてしまい、意思決定ができなくなり契約行為に進めなくなってしまうことも、コンサルティング現場で起こっています。今後、高齢化に伴い認知症を患う方が多くなることが予想できますので、万が一認知症になっても財産管理に困る事のないよう、事前に備えられる民事信託等の仕組みを使った新たなサービス「転ばぬ先の杖 信託コンサルティングサービス」の提供を開始しました。更には、老年学に知見のある先生方と組んで、首都圏において認知症対策をテーマにしたセミナーの開催を開始しました。その他、人口減により業態転換を迫られる広大地事業者の方々に対しても、特に問題解決の支援に力を入れていきたいと考えています。

②事業承継コンサルティング収益

事業承継コンサルティング収益につきましては、企業オーナーに対して後継者決定支援、組織再編・財務改善・成長戦略支援、転廃業支援、M&A後の財産承継支援やM&A支援、事業承継ファンドを活用したコンサルティングなどから得られる収益を計上しております。

企業オーナーの事業承継問題は今や日本における非常に大きな課題となっています。そうした中、同族承継が続けられる企業オーナーの方々に対しては「経営の承継」と「ファミリー財産の承継」の総合的なご支援を拡大していきます。同族経営の根底に脈々と流れる創業の理念やファミリーの哲学に配慮し、お客様の立場に立った視点で中長期プランの作成、実行、定期的な見直しを行います。オーナー経営者に相続や認知症の発症が起きても、経営は揺るがず、家族の生活の安定が確保され、納税も行える状況を維持し、世代を超えて長期にわたってご支援してまいります。

一方で、後継者不足の問題はますます深刻化しています。127万社にのぼるとも言われる後継者不在企業の存在の大きな原因として事業の先行き不安があります。事業承継の検討においては、事業の将来性を十分に検討し、同族承継のみならず、M&Aによる第三者承継、役員による承継、廃業など、承継の選択肢を幅広く持ち、最適な事業承継の選択をしていくことが求められます。

この事業承継コンサルティングを推進するために、株式会社日本M&Aセンターと合併で設立した株式会社事業承継ナビゲーターにより企業オーナーの意思決定をサポートしております。また、M&Aが終わった後の財産コンサルティングを一気通貫で行うサービスも好評を得ており、今後ますます拡大していく予定です。更には、新生銀行グループとの間で事業承継に悩まれている企業を対象とする事業承継ファンドを組成し、幅広い事業承継ニーズに対応するビジネスモデルを整えてまいりました。

③商品組成等による収益

商品組成等による収益につきましては、ADVANTAGE CLUB及びプライベート任意組合から得られる運営管理報酬、オペレーティングリース商品の提供による収益、地方創生プロジェクトから得られる運営管理報酬、海外での運用商品等を開発して提供した際に得られる収益など、独自の商品を開発してお客様の財産運用及び財産管理のコンサルティングを行うことによる収益を計上しております。

④その他収益

その他収益につきましては、AZN全国ネットワーク会費・加盟金やセミナー講師料などを計上しております。

(2) 不動産取引収益

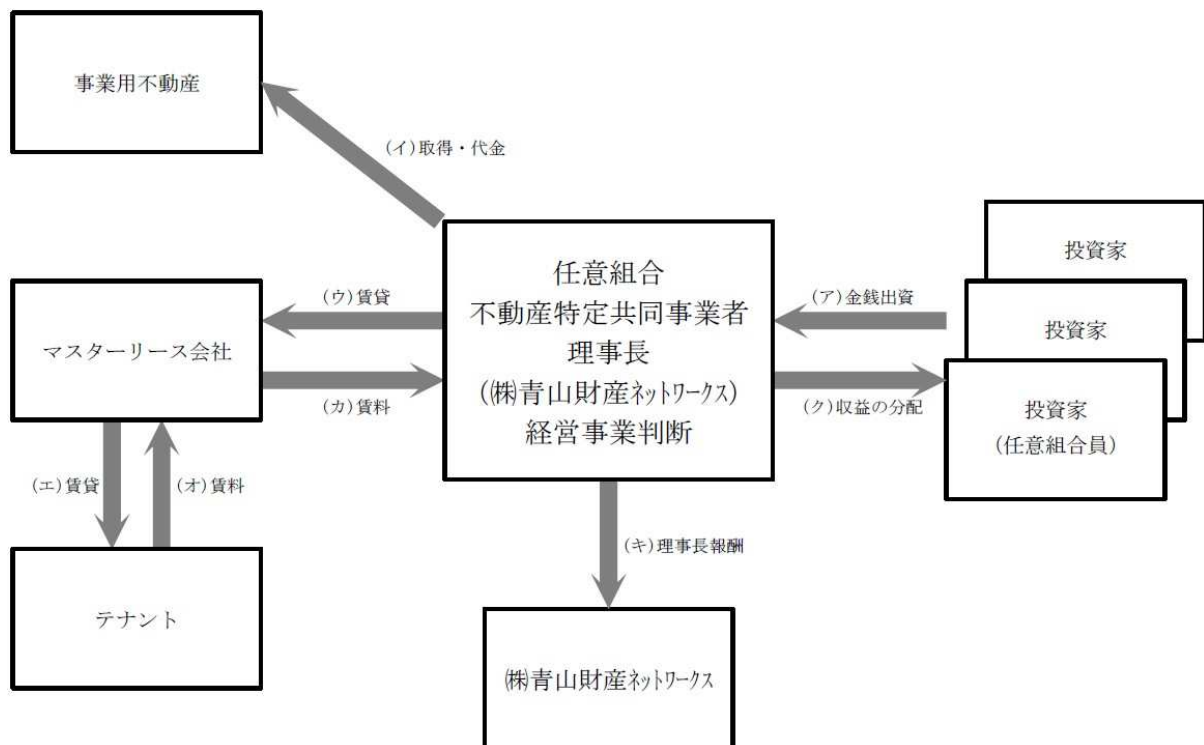
当社グループは財産コンサルティングの一環として、顧客の資産運用ニーズへの対応を図る目的から、不動産を仕入れ、不動産に関連した商品の開発を行い当社顧客等への販売を行っております。顧客の不動産買い替え需要に対して当社グループは顧客の要望に沿った不動産物件を仕入・販売いたします。顧客の要望にそのまま適う物件があった場合には、当社グループは物件の仲介を行うだけでありますが、権利関係の整理、優良テナントの誘致、リニューアルなどを行い高利回り物件に仕立て直す場合には、当社グループで仕入を行い、当社グループのノウハウを注入し高付加価値物件として顧客に販売することになります。また、不動産特定共同事業法に基づき当社が商品化した「不動産共同所有システム」（後述、「不動産共同所有システム」をご参照ください。）により組成された任意組合に対しても、事業用不動産の供給を行っております。

顧客の資産運用ニーズに応える商品として当社が開発した「不動産共同所有システム」の内容については、次の通りであります。

不動産共同所有システム－ADVANTAGE CLUB（商標登録）

「不動産共同所有システム」とは、不動産特定共同事業法に基づく不動産小口化商品であります。投資家が不動産特定共同事業法に基づいて任意組合契約を締結し、この任意組合が事業用不動産を取得してその賃貸運用収益を投資家に配当として分配するものであります。当社は、任意組合の組成、投資家の募集、投資対象物件の取得、任意組合の理事長（任意組合の業務執行組合員）として任意組合の業務執行を行います。

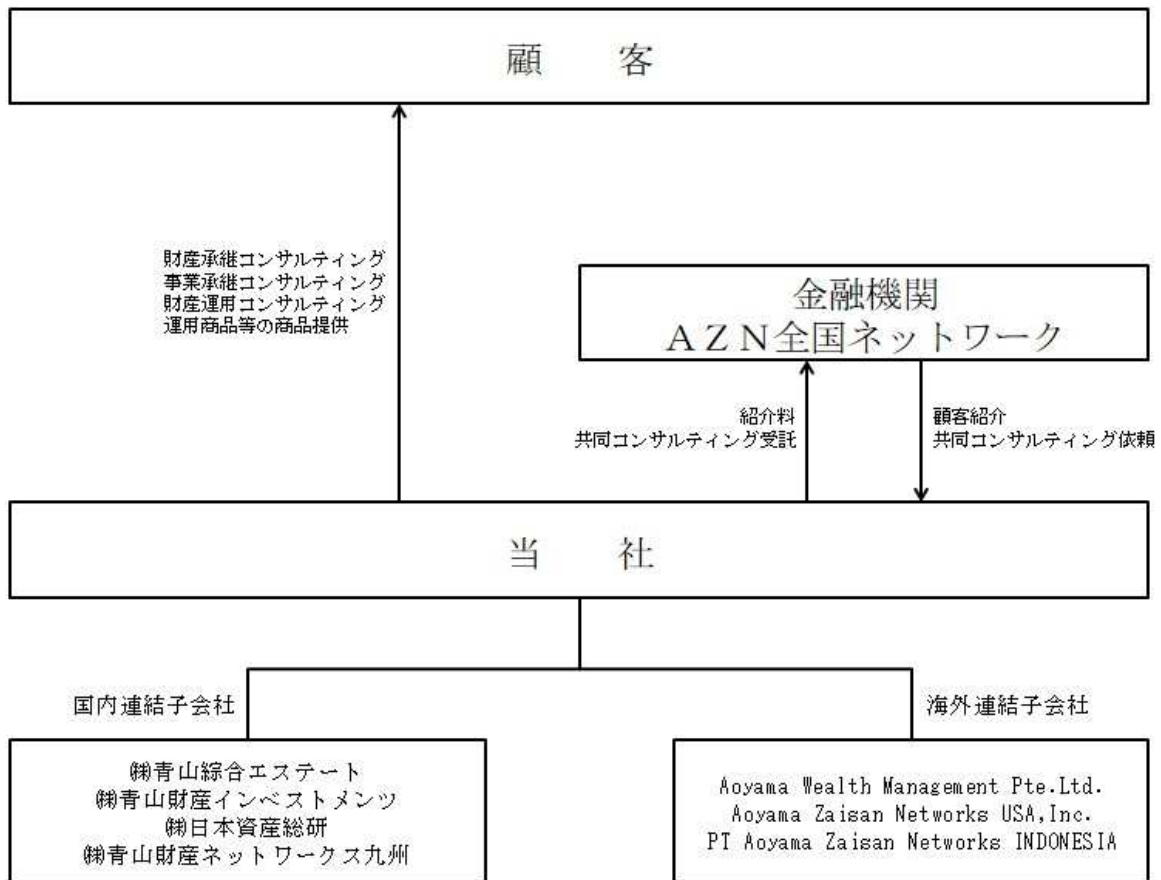
不動産共同所有システムのスキーム図は、以下の通りであります。



- (ア) 投資家は任意組合契約を締結し、金銭出資を行うことにより任意組合の組合員になります。
- (イ) 任意組合は、事業用不動産を取得し、取得した事業用不動産は、理事長以外の全組合員の共有といたします。ただし、事業用不動産の不動産登記簿上の名義は、理事長である株式会社青山財産ネットワークスの名義になります。
- (ウ) 任意組合は、(イ) で取得した事業用不動産についてマスターリース会社と賃貸借契約を締結します。
- (エ) マスターリース会社は、任意組合の取得した事業用不動産のテナントを募集し、不動産賃貸借契約を締結します。
- (オ) マスターリース会社は、テナントから賃料を徴収します。
- (カ) マスターリース会社は、任意組合に対し(ウ) の賃貸借契約に従い賃料を支払います。
- (キ) 任意組合は、当社に理事長報酬を支払います。
- (ク) 任意組合は、諸経費を控除した純利益を投資家（任意組合員）に分配します。

当社グループの事業系統図は、以下の通りです。

[事業系統図]



上記の他に、非連結子会社3社（株式会社青山インベストメント・パートナーズ1号、ウートラム株式会社及びオクスリー株式会社）及び関連会社2社（株式会社事業承継ナビゲーター及び新生青山パートナーズ株式会社）があります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株青山総合エステート	東京都 港区	3 百万円	不動産管理	100	当社に対する資金の貸付、役員の兼任がある。
株青山財産インベストメンツ	東京都 港区	10 百万円	経営コンサルティング	100	役員の兼任がある。
株日本資産総研(注) 4	東京都 千代田区	100 百万円	不動産の売買、賃貸の仲介及び財産活用に関する総合コンサルティング	100	当社に対する資金の貸付、役員の兼任がある。
Aoyama Wealth Management Pte. Ltd.	シンガポール	50 千シンガポ ールドル	海外における総合財産アドバイス	100	当社からの資金の借入、役員の兼任がある。
Aoyama Zaisan Networks USA, Inc.	米国 カリフォル ニア州	450 万米ドル	資産運用・保全コンサルティング	100	当社からの資金の借入、役員の兼任がある。
PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA(注) 2	インドネ シア	90 億インドネ シアルピア	資産運用・保全コンサルティング	100 (0.25)	当社からの資金の借入、役員の兼任がある。
株青山財産ネットワークス九州(注) 2	福岡県 福岡市	30 百万円	事業承継及び財産活用に関する総合コンサルタント業	80	役員の兼任がある。
(持分法適用関連会社) 株事業承継ナビゲーター(注) 3	東京都 千代田区	40 百万円	事業承継、財産活用に関する総合コンサルティング	50	役員の兼任がある。

(注) 1. 議決権比率の () 内は間接所有割合で内数であります。

2. 当連結会計年度より、PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIAは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

また、株青山財産ネットワークス九州については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

3. 当連結会計年度より、株事業承継ナビゲーターは重要性が増したため、持分法の適用範囲に含めておりません。

4. 株日本資産総研については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	2,509百万円
	(2) 経常利益	434百万円
	(3) 当期純利益	280百万円
	(4) 純資産額	1,040百万円
	(5) 総資産額	1,460百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループのセグメントは、財産コンサルティング事業の単一セグメントであります。

2019年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
財産コンサルティング事業	167
全社（共通）	69
合計	236

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ24名増加しましたのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
183	39.4	5.87	8,629

セグメントの名称	従業員数（人）
財産コンサルティング事業	134
全社（共通）	49
合計	183

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員数が前連結会計年度末に比べ27名増加しましたのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針及び経営環境

当社グループは「財産の承継・運用・管理を通じてお客様の幸せに貢献する」ことを経営目的とした財産コンサルティングファームです。相続による資産移転規模の増加や事業承継対策の社会課題など、当社グループのお客様である個人資産家や企業オーナーを取り巻く環境は大きな変化を迎えており、財産承継・事業承継・財産運用コンサルティングのニーズはますます増大していると認識しております。

このような状況のもと、当社グループは「財産のことなら青山財産ネットワークス」をビジョンとして掲げ、多くのお客様からご支持いただける日本一の財産コンサルティングファームを目指しております。また、2019年から2021年の3ヵ年を2022年以降の拡大成長を見据えた第二次中期経営計画期間として位置付けており、第二次中期経営計画では「テクノロジー武装の取組み」、「連携の拡大」、「拡大、多様化する財産承継・事業承継ニーズへの対応」、「拡大する運用ニーズへの対応」、「人間力及び社員満足度向上への取組み」の5つを基本方針としております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは2022年以降の拡大成長を見据えた第二次中期経営計画を策定し、以下の課題に積極的に取り組んでおります。

①テクノロジー武装の取組み

コンサルティング業務の品質と生産性向上のためのシステム開発・仕組み作りに取り組んでおります。個々のコンサルタントに蓄積されたノウハウをシステムに集約することにより、当社グループが培ってきたコンサルティングノウハウをグループ全体の共有資産として最大限有効活用でき、また、経験の浅いコンサルタントでも一定の品質を保てるシステムと仕組みを構築しております。従来まで個々のコンサルタントが手作業で行っていたデータ入力や分析をシステム化して自動化することにより、大幅な生産性の向上をもたらし、多くのお客様に貢献できるグループを目指しております。

②連携の拡大

より多くのお客様にコンサルティングを提供するための営業面での連携の拡大と、お客様により良い商品を提供するための商品面での連携の拡大を目指しております。営業面での連携の拡大において、財産承継コンサルティングは首都圏の金融機関及び会計事務所と連携し、首都圏のお客様に注力してコンサルティングに取り組んでまいります。事業承継コンサルティングは株式会社日本M&Aセンター、首都圏の金融機関及び会計事務所と連携して首都圏のお客様を開拓するとともに、大手都市銀行や証券会社と連携して地方のお客様の開拓も積極的に行ってまいります。また、全国の会計事務所及び税理士事務所に加盟いただいているAZN全国ネットワークの拡大にも積極的に取り組んでまいります。商品面での連携の拡大において、不動産関連会社やパートナー、国土交通省や地方公共団体と連携して都心の収益不動産の提供と地方創生事業に取り組んでまいります。また、お客様にインカムゲインやキャピタルゲインを目的とした商品を提供するために、米国やインドネシアの現地のパートナーと連携して海外での商品提供にも積極的に取り組んでまいります。

③拡大、多様化する財産承継・事業承継ニーズへの対応

従来の財産承継や事業承継の課題だけではなく新たな課題を抱えているお客様に対して多様なコンサルティングサービスを提供できるグループに進化する必要があります。認知症問題は財産承継・事業承継に共通する新たな課題の1つで、「転ばぬ先の杖信託コンサルティングサービス」を通じて課題に取り組んでまいります。事業承継においては従来の同族承継だけではなく、第三者承継(M&A)や廃業も視野に入れたコンサルティングを行い、M&Aを終えた企業オーナーの財産承継・運用のコンサルティングも積極的に行ってまいります。

④拡大する運用ニーズへの対応

低金利・低成長の日本においては資産を運用することは難しく、一方で長寿化の進展で資産寿命が生命寿命に届かないリスクや過度に節約して幸せな人生を送れないリスクもあります。従来の資産保全型の商品だけではなく、資産運用型の商品も提供していく必要があります。国内においては今後も地方創生事業を通じてお客様に運用の機会を提供するとともに、安定的な収益が得られる不動産運用商品の提供を行ってまいります。米国やインドネシアにおいても安定的な収益が得られる不動産運用商品の提供を積極的に行ってまいります。

⑤人間力及び社員満足度向上への取組み

当社グループは「財産の承継・運用・管理を通じてお客様の幸せに貢献する」こと及び「共に働くメンバーの物心両面の幸せを目指す」ことを経営理念に掲げています。利他心ある行動を常に心がけ、利他心をもって仕事に取り組み、人の幸せに貢献して始めて豊かな人生を送ることができると考えております。また、共に働くメンバーが当社グループにおける役割を理解し、その役割を果たすことにより、結果として物心両面の幸せが実現されます。この利他心を軸とした経営理念を浸透させ、多くのお客様や共に働くメンバーの幸せに貢献していただける会社に成長していただけるよう、様々な取組みを行ってまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループを取り巻く経営環境について

① 不動産市況の動向

当社グループでは財産コンサルティング事業における「財産コンサルティング収益」として、不動産分野に関連する提案及び対策実行に係る報酬を得ております。また、財産コンサルティングの一環として生じる「不動産取引収益」を合わせると、不動産取引に関連する収益への依存度は高いものになっております。

従いまして、不動産市況が悪化する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 税制について

当社グループの財産コンサルティング事業において、顧客の資産に係る相続税や租税特別措置法などの税制等は重要な要素であり、現行の税制に基づいてコンサルティングを実施しております。また、必要に応じて、税理士・弁護士等からの意見書の取得または事前に税務当局と相談をすることなどにより重大な問題の発生を回避するように図っております。しかしながら、将来、税制が改正されることにより課税の取扱いに変更等が生じ、顧客のコンサルティングニーズが減退する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報等の管理について

当社は、2009年5月に国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度 (JIS Q 27001:2006 (ISO/IEC 27001:2005)) の認証を取得し、更に2014年6月には、規格改訂されたJIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013) へ移行するなど、積極的に個人情報等機密情報に関する管理体制の一層の強化を図っております。しかしながら、これらの対策にも関わらず重要な情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの社会的信用等に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) A Z N全国ネットワーク戦略と当社ブランド管理について

2019年12月31日現在において、A Z N全国ネットワークは70拠点あります。

各地域有力会計事務所と「青山財産ネットワークスグループ全国ネットワーク加入契約」、「N S S T P S ビジネスモデル協会加盟契約」または「A Z N全国ネットワーク加盟契約」を締結しており、全国各地に拠点を広げております。財産コンサルティング事業を展開していく上で、全国の資産家及び企業オーナーの囲い込みを図るには、このA Z N全国ネットワークが当社グループの経営戦略上重要なものとなっております。

また、当社ブランドの管理面においては、業務に係る指導やコンサルティングノウハウに関するデータベースの提供等の活動を通じて、当社ブランドの維持管理を行っておりますが、万一不祥事等の事態が発生した場合には、当社のブランド価値が毀損し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制について

当社グループが展開しております事業に関する主な法的規制は、次の通りです。

宅地建物取引業法（東京都知事（6）第62476号）

不動産特定共同事業法（金融庁長官・国土交通大臣第59号）

金融商品取引法（関東財務局長（金商）第1017号）第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業

宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者免許の有効期間は2018年2月15日から2023年2月14日までとなっております。不動産特定共同事業法に基づく許可については、許可の取消しとなる事由は現状においては認識しておりません。金融商品取引法に基づく登録については、登録の取消しとなる事由は現状においては認識しておりません。今後、これらの関係法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの事業に影響を受ける可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りです。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態

（資産）

流動資産は10,552百万円となり、前連結会計年度末に比べて986百万円の増加となりました。これは、現金及び預金が4,297百万円増加し、販売用不動産を有形固定資産に振替えたことなどにより販売用不動産が2,907百万円減少したことなどによります。

固定資産は4,940百万円となり、前連結会計年度末に比べて2,152百万円の増加となりました。これは、販売用不動産を有形固定資産に振替えたことなどにより有形固定資産が2,603百万円増加したことなどによります。

これらにより、資産合計は15,492百万円となり、前連結会計年度末に比べて3,138百万円の増加となりました。

（負債）

流動負債は3,546百万円となり、前連結会計年度末に比べて513百万円の増加となりました。

固定負債は5,556百万円となり、前連結会計年度末に比べて752百万円の増加となりました。これは、長期借入金1,231百万円増加し、社債が544百万円減少したことなどによります。

これらにより、負債合計は9,102百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,266百万円の増加となりました。

（純資産）

純資産合計は6,390百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,871百万円の増加となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により1,676百万円増加し、自己株式の処分により801百万円増加し、配当金の支払いにより491百万円減少したことなどによります。

b. 経営成績

創業以来最大の売上高と親会社株主に帰属する当期純利益を計上することができました。特に財産コンサルティングニーズの増大による顧客増加により財産コンサルティング収益が大きく牽引していることが要因です。

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、財産コンサルティング収益が5,564百万円（前年同期比13.4%増）、不動産取引収益が13,496百万円（同9.6%増）となり売上高は19,061百万円（同10.6%増）となりました。営業利益は1,603百万円（同9.4%増）、経常利益は1,503百万円（同10.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、堅調な業績に加え、保有している投資有価証券の一部を売却し、特別利益379百万円を計上したことなどにより1,676百万円（同44.2%増）と大幅な増加となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて4,297百万円増加し、8,494百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益1,877百万円、未払消費税等の増加395百万円等があったことから、2,300百万円の収入（前年同期は272百万円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資有価証券の売却及び払戻による収入3,313百万円、投資有価証券の取得による支出2,632百万円等があったことから、723百万円の収入（前年同期は332百万円の収入）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

長期借入れによる収入2,800百万円、長期借入金の返済による支出1,502百万円、社債の償還による支出914百万円、配当金の支払額490百万円等があったことから、1,215百万円の収入（前年同期は1,787百万円の支出）となりました。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績、受注実績

該当事項はありません。

b. 販売実績

当社グループは、財産コンサルティング事業のみの単一セグメントであります。当連結会計年度における売上高を区分別に示すと、次の通りであります。

売上高の種類	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	前年同期比増減 (%)
財産コンサルティング収益 (千円)	5,564,556	13.4
不動産取引収益 (千円)	13,496,521	9.6
合計 (千円)	19,061,077	10.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
八重洲中央通り任意組合	2,779,136	16.1	—	—
青山一丁目任意組合	2,230,951	12.9	—	—
お茶の水駅前任意組合	1,776,127	10.3	—	—
港区芝任意組合	—	—	2,623,768	13.8
REGAL虎ノ門任意組合	—	—	1,941,996	10.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しておりますが、この連結財務諸表の作成において、損益又は資産の状況に影響を与える見積り、判断は、過去の実績やその時点で入手可能な情報に基づいた合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で行っております。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

②経営成績

創業以来最大の売上高と親会社株主に帰属する当期純利益を計上することができました。特に財産コンサルティングニーズの増大による顧客増加により財産コンサルティング収益が大きく牽引していることが要因です。

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、財産コンサルティング収益が5,564百万円（前年同期比13.4%増）、不動産取引収益が13,496百万円（同9.6%増）となり売上高は19,061百万円（同10.6%増）となりました。営業利益は1,603百万円（同9.4%増）、経常利益は1,503百万円（同10.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、堅調な業績に加え、保有している投資有価証券の一部を売却し、特別利益379百万円を計上したことなどにより1,676百万円（同44.2%増）と大幅な増加となりました。

当社グループは、財産コンサルティング事業のみの単一セグメントであります。売上高の区分別業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度につきましては創業以来初めて50億円を超える財産コンサルティング収益を計上することができました。

(単位：百万円)

	2018年12月期	2019年12月期
財産コンサルティング収益	4,909	5,564
不動産取引収益	12,318	13,496
合計	17,227	19,061

a. 財産コンサルティング収益

当社グループは個人資産家および企業オーナーに対して財産承継及び事業承継コンサルティングを提供しております。また独自の商品を開発してお客様の財産運用及び財産管理のコンサルティングも手掛ける総合財産コンサルティングファームです。

財産コンサルティング収益の内訳は次の通りであります。

(単位：百万円)

	2018年12月期	2019年12月期
財産承継コンサルティング収益	2,534	2,824
事業承継コンサルティング収益	1,517	1,289
商品組成等による収益	809	1,394
その他収益	47	55
合計	4,909	5,564

財産承継コンサルティング収益につきましては、個人資産家に対して相続の事前・事後対策、保有不動産の有効活用、広大地活用、不動産の購入・売却に関するコンサルティングなどから得られる収益を計上しております。提携金融機関との連携の強化により顧客数、相談件数は増加しており、当連結会計年度においては、引き続き不動産市況が好調なことから、保有不動産の収益性の向上や売却・組み替えのコンサルティングが堅調に推移しました。また、千葉県を中心とした首都圏で展開している連結子会社 株式会社日本資産総研の業績が堅調に推移し収益に貢献しました。

事業承継コンサルティング収益につきましては、企業オーナーに対して後継者決定支援、組織再編・財務改善・成長戦略支援、転廃業支援、M&A後の財産承継支援やM&A支援、事業承継ファンドを活用したコンサルティングなどから得られる収益を計上しております。当連結会計年度においては、事業承継ニーズの増大により、顧問報酬、スポット案件の報酬、商品提供による報酬等は堅調に推移したものの、大型のM&A案件のずれ込みや事業承継ファンドの収益が2018年の大型案件の反動により減少したため収益が減少しました。

商品組成等による収益につきましては、ADVANTAGE CLUB及び任意組合から得られる運営管理報酬、オペレーティングリース商品の提供による収益、地方創生プロジェクトから得られる運営管理報酬、海外での運用商品等を開発して提供した際に得られる収益などを計上しております。当連結会計年度においては、オペレーティングリース商品の提供、インドネシアでの商品提供、ADVANTAGE CLUBの新規組成および解散に伴う手数料などにより堅調に推移しました。

その他収益につきましては、AZN全国ネットワーク会費・加盟金やセミナー講師料などを計上しております。

以上の結果、財産コンサルティング収益は5,564百万円（前年同期比13.4%増）と大きく伸ばすことができました。また、財産コンサルティング収益の売上高、売上原価及び売上総利益は下表の通りです。

(単位：百万円)

	2018年12月期	2019年12月期
売上高	4,909	5,564
売上原価	2,074	2,439
売上総利益	2,834	3,125

b. 不動産取引収益

当社グループは財産コンサルティングの一環として、顧客の資産運用ニーズへの対応を図る目的から、不動産を仕入れ、不動産に関連した商品の開発を行い当社顧客等への販売を行っております。

不動産取引収益の内訳は次の通りであります。

(単位：百万円)

	2018年12月期	2019年12月期
ADVANTAGE CLUB	6,456	5,186
不動産コンサルティング商品	5,016	7,109
海外不動産コンサルティング商品	-	212
その他	845	987
合計	12,318	13,496

当連結会計年度はADVANTAGE CLUB8,000百万円、不動産コンサルティング商品4,000百万円、海外コンサルティング商品2,000百万円の計画を立てておりました。国内は合計12,000百万円の目標に対して計画を上回ることができましたが、海外については税制改正の影響を慎重に見極めた結果、商品組成を見送りました。

多くのお客様にご支持いただいておりますADVANTAGE CLUBにつきましては、当連結会計年度の目標の8,000百万円の組成を着実に実行するために積極的に仕入れ活動を行いました。当連結会計年度においては3件(5,186百万円)の組成となりました。

不動産コンサルティング商品につきましては、当連結会計年度においては12件(7,109百万円)の提供を行いました。

海外不動産コンサルティング商品につきましては、米国での不動産コンサルティング商品の提供を1件行いました。

その他につきましては、販売用不動産を所有している間に生じる賃料収入等を計上しております。

以上の結果、不動産取引収益は13,496百万円(前年同期比9.6%増)となりました。また、不動産取引収益の売上高、売上原価及び売上総利益は下表の通りです。

(単位：百万円)

	2018年12月期	2019年12月期
売上高	12,318	13,496
売上原価	11,364	12,722
売上総利益	953	773

③資本の財源及び資金の流動性について

当社グループにおける主な資金需要は当社の顧客向けに「ADVANTAGE CLUB」及び収益不動産を提供する際に、一時的に保有する不動産の取得資金であります。当社グループは不動産の見込在庫を保有しない方針であり、顧客のニーズを勘案して不動産を取得します。不動産の取得時点で提供先が概ね決まっており、保有期間は比較的短期なことから、取得資金の財源は自己資金又は金融機関からの短期の借入で充当しております。当連結会計年度の資金の残高は、8,494百万円となり、前連結会計年度末に比べて4,297百万円増加しました。詳細は、「(1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社グループは各地域有力会計事務所と「青山財産ネットワークスグループ全国ネットワーク加入契約」、「NSSTPSビジネスモデル協会加盟契約」または「AZN全国ネットワーク加盟契約」を締結し、AZN全国ネットワーク（2019年12月31日現在70拠点）という全国ネットワークを構築しております。

当該契約の概要は、以下の通りであります。

①青山財産ネットワークスグループ全国ネットワーク加入契約

- ・全国経営者会議、全国ネットワーク会議を開催する。
- ・国内外の経済・金融・不動産・法改正・商品・サービス・マーケットなどの各分野の研究会、研修会を企画立案し、実施する。
- ・会員各社との共同セミナーを主催する。
- ・その他の会員相互の利益に資する業務・情報発信を行う。

②NSSTPSビジネスモデル協会加盟契約

- ・資産コンサルティングの相談、資産コンサルティングの支援を行う。
- ・セミナー支援、顧客等への情報ツールの提供を行う。
- ・必要に応じ各種専門家等のビジネスパートナーを紹介する。
- ・情報交換会、案件相談会を実施する。

③AZN全国ネットワーク加盟契約

- ・財産コンサルティングの相談、財産コンサルティングの支援を行う。
- ・紹介する顧客に対して当社が組成する投資商品を提供する。
- ・事例研究会に出席、海外研修に参加することができる。
- ・定期的に情報誌を提供する。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は199百万円であります。主なものは、本社ビルの内装工事及び什器備品への設備投資62百万円及び生産性向上のためのシステム投資130百万円であります。なお、当社グループは、財産コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備の状況の記載はしていません。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な賃借設備は、次の通りであります。

(1)提出会社

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容 (面積㎡)	従業員数 (人)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	財産コンサルティング事業	事務所設備 (賃借) (1,944.49)	183	177,241

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 年間賃借料に消費税等は含まれておりません。

(2)国内子会社

連結子会社には主要な設備がないため、記載を省略しております。

(3)在外子会社

連結子会社には主要な設備がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設の計画

該当事項はありません。

(2)重要な除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,800,000
計	28,800,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,114,100	12,114,100	㈱東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	12,114,100	12,114,100	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第4回新株予約権	事業年度末現在 (2019年12月31日)
決議年月日	2017年2月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 当社従業員 57 当社子会社取締役 4 当社子会社従業員 29
新株予約権の数(個)	1,493
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	149,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1 695
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2022年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 72,200 資本組入額 36,100
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

※事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金695円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 2. (1) 新株予約権者は、2017年12月期及び2018年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の合計額が1,920百万円超となった場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 3. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. (1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下①②に準じて決定する。
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記2に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第5回新株予約権	事業年度末現在 (2019年12月31日)
決議年月日	2019年2月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7 当社監査役 1 当社執行役員 7 当社関係会社取締役 4
新株予約権の数(個)	1,520
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	1,620
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2024年3月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 217,100 資本組入額 108,550
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

※事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の直近取引日である2019年2月4日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である1,620円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 2. (1) 2019年12月期及び2020年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益の合計額が3,400百万円超となった場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 3. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. (1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下①②に準じて決定する。
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記2に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第6回新株予約権	事業年度末現在 (2019年12月31日)
決議年月日	2019年2月5日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 96 当社関係会社取締役 1 当社関係会社従業員 33
新株予約権の数(個)	2,480
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	248,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	1,741
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2024年3月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 225,400 資本組入額 112,700
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

※事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の直近取引日である2019年2月4日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である1,620円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 2. (1) 2019年12月期及び2020年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益の合計額が3,400百万円超となった場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 3. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. (1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下①②に準じて決定する。
① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記2に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第7回新株予約権	
第7回新株予約権	事業年度末現在 (2019年12月31日)
決議年月日	2019年5月8日
付与対象者の区分及び人数	当社社外取締役 1 当社及び当社関係会社の外部協力者 21
新株予約権の数(個)	305
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1 1,651
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2024年6月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,400 資本組入額 100,200
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

※事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年5月7日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,651円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 2. (1) 2019年12月期及び2020年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益の合計額が3,400百万円超となった場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の社外取締役、当社及び当社関係会社の外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 3. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. (1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下①②に準じて決定する。
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記2に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2015年1月1日～ 2015年12月31日 (注) 1	61,600	11,771,200	13,983	1,044,800	13,983	530,171
2016年1月1日～ 2016年12月31日 (注) 2	92,900	11,864,100	21,356	1,066,156	21,356	551,528
2017年1月1日～ 2017年12月31日 (注) 3	99,400	11,963,500	22,781	1,088,937	22,781	574,309
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注) 4	150,600	12,114,100	54,366	1,143,304	54,366	628,675

- (注) 1. 2015年1月1日から2015年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が61,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ13,983千円増加しております。
2. 2016年1月1日から2016年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が92,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ21,356千円増加しております。
3. 2017年1月1日から2017年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が99,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ22,781千円増加しております。
4. 2019年1月1日から2019年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が150,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ54,366千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	12	28	80	45	2	5,343	5,510	—
所有株式数 (単元)	—	13,833	2,219	11,324	8,398	1	85,346	121,121	2,000
所有株式数 の割合 (%)	—	11.41	1.83	9.35	6.93	0.00	70.46	100.00	—

- (注) 1. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が8単元含まれております。
2. 自己名義株式124株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に24株含めております。

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

株主名	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
蓮見 正純	東京都新宿区	1,226,600	10.12
鷹野 保雄	東京都新宿区	665,800	5.49
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	570,800	4.71
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	502,600	4.14
株式会社日本M&Aセンター	東京都千代田区丸の内1丁目8-2	500,000	4.12
島田 睦	千葉県市川市	210,000	1.73
株式会社キャピタル・アセット・プ ランニング	大阪府大阪市北区堂島2丁目4-27	200,000	1.65
MSIP CLIENT SECURITIES	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K.	178,200	1.47
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NORTHERN TRUST (GUERNSEY) LIMITED RE GGDP RE: AIF CLIENTS 15.315 PERCENT NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	135,000	1.11
大成株式会社	愛知県名古屋市中区栄3丁目31-12	110,000	0.90
計	—	4,299,000	35.48

(注) 1. 2018年4月20日付けでアセットマネジメントOne株式会社並びにその共同保有者であるアセットマネジメントOneインターナショナルから大量保有報告書の提出があり、その後2018年5月22日付で大量保有報告書(変更報告書)、2018年6月7日付で大量保有報告書(変更報告書)、2018年12月7日付で大量保有報告書(変更報告書)、2018年12月21日付で大量保有報告書(変更報告書)、2019年12月6日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、2019年11月29日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、2019年12月6日付の大量保有報告書(変更報告書)の内容は次の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	772,600	6.38
アセットマネジメントOneインター ナショナル	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	15,400	0.13
計	—	788,000	6.51

2. 2019年9月5日付で三井住友DSアセットマネジメント株式会社から大量保有報告書の提出があり、2019年8月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、2019年9月5日付の大量保有報告書の内容は次の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)
三井住友DSアセットマネジメン ト株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号	612,500	5.06

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 12,112,000	121,120	—
単元未満株式	普通株式 2,000	—	—
発行済株式総数	12,114,100	—	—
総株主の議決権	—	121,120	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式800株 (議決権8個) が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式24株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(株) 青山財産ネットワークス	東京都港区赤坂 8丁目4番14号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	46	79,810
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	550,000	801,900,000	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	124	—	124	—

(注) 2019年2月5日開催の取締役会決議により、株式会社日本M&Aセンター及び株式会社キャピタル・アセット・プランニングを処分先とする第三者割当による自己株式の処分を行ったものです。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営上の重要な課題のひとつと位置づけており、中期経営計画にて発表させていただいております通り、安定的・継続的に連結配当性向50%を実現していくことを目標と考えておりますが、企業価値向上のための重点分野又は成長分野への投資、内部留保による財務体質強化も併せて行っていく必要があることから、事業収益及びキャッシュ・フローの状況等も勘案して、総合的に配当額を決定しております。

当連結会計年度の剰余金の配当は、上記方針に基づき、中間配当としては1株当たり17円を実施いたしました。期末配当としては1株当たり28円の普通配当に加え、上場15周年記念配当5円を実施することを決定いたしました。これにより、2019年12月期における1株当たりの年間配当金は50円となり、連結配当性向は35.7%となります。

なお、当社は取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議により剰余金の配当等を定めることができる旨を定款に定めております。

当期の剰余金の配当は以下の通りであります。

(中間配当金)

- ・決議年月日 2019年8月6日 取締役会決議
- ・配当総額 205,810千円
- ・1株当たりの配当額 17円

(期末配当金)

- ・決議年月日 2020年2月4日 取締役会決議
- ・配当総額 399,761千円
- ・1株当たりの配当額 33円

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①企業統治の体制

イ. 基本的考え方

当社は「100年後もあなたのベストパートナー」という基本的な考え方のもと、『1. 私たちは、財産の承継・運用・管理を通じてお客様の幸せに貢献していきます。2. 私たちは、共に働くメンバーの物心両面の幸せを目指しています。』という経営目的を柱に、日本経済の発展に寄与してこられた資産家及び企業オーナーの方々の財産の承継・運用・管理を通じて、我が国経済社会において名誉ある地位を占めるべく、設立以来今日に至るまで、自らを「経営目的を実現するために常に進化し続ける企業体」と定義付けたくえで、日本経済の発展を将来を見据えるかたちで積極的に事業を展開しております。

その際、顧客の財産保全を図るためには、常に公正・中立の姿勢で顧客の立場に立った提案を行う必要があるとの方針に基づき、コンプライアンスを重視した経営及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が肝要であると考えております。

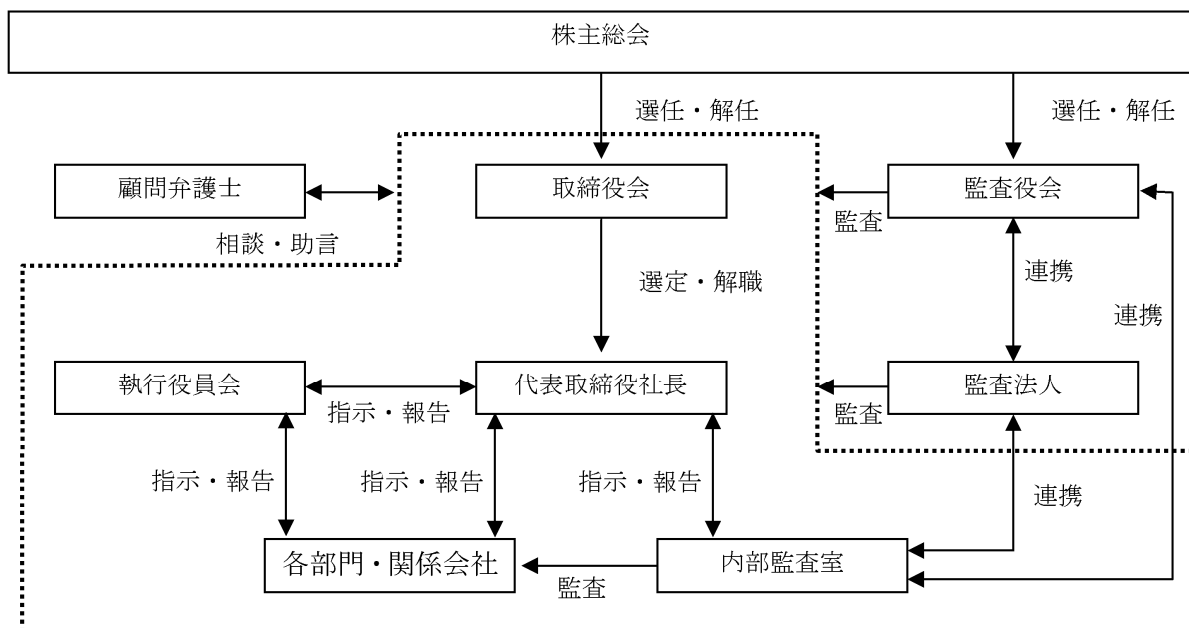
また、当社取締役会及び監査役会は、コーポレート・ガバナンスの枠組みは主に次の役割を果たすべきであると認識しております。

- ・株主の権利を保護し、また、その行使を促進すべきこと。
- ・総ての株主の平等な取扱を確保すべきであること。
- ・会社の財務状況、経営成績、株主構成、ガバナンスを含めた会社に関する総ての重要事項について、適時かつ正確な開示がなされるべきであること。
- ・会社の戦略的方向付け、経営陣への有効な監視、説明責任が確保されるべきであること。

ロ. 企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、取締役11名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任しております。取締役会は、当社の経営に関する重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行います。2名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの確かな経営監視を実行しております。取締役会の構成員は代表取締役社長 蓮見正純、取締役常務執行役員 八木優幸、取締役常務執行役員 松浦健、取締役執行役員 中谷誠道、取締役執行役員 島根伸治、取締役執行役員 小川隆臣、取締役執行役員 松田英雄、取締役執行役員 橋場真太郎、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司、社外取締役 長坂道広、常勤社外監査役 藤多洋幸、監査役 中塚久雄、社外監査役 六川浩明です。

当社は、経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が定める組織規程及び業務分掌規程に基づき、所管する各事業本部及び部門の業務を執行します。また、代表取締役社長及び常勤取締役、執行役員で構成する執行役員会を毎週1回開催して、経営方針の確認、経営戦略の協議、業務遂行に関する討論を行い、問題意識を共有するとともに全員の意思疎通を図っております。取締役会は、中期経営計画及び年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する事業本部ごとに業績目標を明確化し、その進捗を取締役員会で定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督します。執行役員会の構成員は代表取締役社長 蓮見正純、取締役常務執行役員 八木優幸、取締役常務執行役員 松浦健、取締役執行役員 中谷誠道、取締役執行役員 島根伸治、取締役執行役員 小川隆臣、取締役執行役員 松田英雄、取締役執行役員 橋場真太郎、執行役員 高田吉孝、執行役員 伊藤文人、執行役員 山梨純一、執行役員 山中直樹、執行役員 小野高義、執行役員 永島敦、執行役員 多和田大紀、執行役員 野口忠夫、執行役員 長曾我部利幸です。



ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社取締役会は、法令に従い、「内部統制の整備と構築に関する基本方針」について以下の通り決定しております。（2017年8月1日改定）

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。情報管理については、適時開示に配慮し、文書管理規程、個人情報に関する取扱基本規程を定めて対応する。

2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではコンプライアンス規程、危機管理規程、苦情処理規程に基づき運営を行う。なお、各事業本部・事業部（室）において発生したリスクの分析を行い、そのリスクの再発防止と軽減に取り組み、必要に応じて執行役員会へ上程することとする。

3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、週1回執行役員会を開催し執行役員が経営課題を討論することにより問題意識を共有するとともに経営判断に役立てる。業務の運営については、各事業本部で進むべき将来の方向性を踏まえた各事業本部の予算を立案し、調整を行うことにより中期経営計画及び各年度予算を策定する。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため取締役の任期を1年としている。

4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の通りコンプライアンス宣言を定め、これを遵守する。

1. 当社の役員及び社員は、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係を持ちません。
2. 当社の役員及び社員は、「経営理念」を、事業活動における行動基準として、法令・社内規程及び社会規範を遵守します。
3. 当社の役員・社員は、「社会から尊敬される会社」の一員としてふさわしい教養・人間性を身に付けます。
4. 当社は、公明正大で透明性の高い経営を実現するため、コンプライアンスを経営の指針とします。
5. 当社は、公正で誠実な経営を實踐するため社内にコンプライアンス委員会を設置しています。
6. 当社は、コンプライアンス違反に対しては厳罰をもって臨みます。

- 5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、関係会社の業務執行を管理する。関係会社は、重要な事項については事前に当社取締役会又は執行役員会において報告及び協議する。
 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
関係会社における損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び分析を行い当社へ報告する。また、発生したリスクの再発防止の軽減に取り組み、必要に応じて当社執行役員会へ上程することとする。
 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
関係会社は、法令及び定款の定めに従い取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、関係会社の取締役会に当社取締役が出席し、自主独立性を重んじながらも適切な意思決定となるよう積極的に関与する。
 4. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスの推進については、当社コンプライアンス規程に準じて運用し、その重要性について社員の啓蒙を行う。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人選に関しては監査役が代表取締役提案する。
- 7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- 8) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。
- 9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、内部通報窓口を内部監査室及び会社外部の第三者に委託することにより設置し、コンプライアンスに違反する行為について会社への通知をしなければならない。
- 10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをうけないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する。
- 11) 会社の監査役を執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を執行する上で、必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- 12) その他監査役を執行が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため執行役員会や予算管理会議などの重要な会議に出席する。監査の実効性を高めるため、各監査役は会計監査人及び内部監査室からの報告を受け、連携を図るものとする。
- 13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とする。これらの実効性を確保するため、社員手帳に「反社会的勢力の排除」を記載するとともに、外部との契約書締結に当たっては排除条項を記載するか、別途覚書を締結する。
反社会的勢力に関する部署を管理本部とし、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、情報の収集及び関係部署との情報の共有化を図り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

②取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

イ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、今後の柔軟な配当の支払実施に備えることを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

ロ. 中間配当

当社は、機動的な配当を遂行できるよう、毎年6月30日を基準日として取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

③株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

④取締役の定数

当社の取締役の定数は12名以内とする旨を定款に定めています。

⑤取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑥取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性14名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	蓮見 正純	1956年12月7日生	1983年8月 青山監査法人 入所 1991年11月 山田&パートナーズ会計事務所 (現:税理士法人山田&パートナーズ)、 三優監査法人 入所 1996年12月 ㈱プロジェクト(2005年7月に㈱プロジ ェストホールディングスに商号変更) 代表取締役 2001年7月 ㈱ディー・エフ・アール総合研究所 取締役(現任) 2005年7月 ㈱プロジェクト(現: ㈱青山財産インベ ストメンツ) 代表取締役(現任) 2008年9月 当社取締役 2008年10月 当社代表取締役社長 2009年3月 ㈱船井エステート(現:㈱青山総合エス テート) 取締役 2010年10月 KRFコーポレーション(現:㈱青山総合 エステート) 取締役(現任) 2011年1月 当社代表取締役社長執行役員 2011年1月 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Managing Director(現任) 2012年6月 ㈱うかい 社外取締役 2013年10月 ㈱日本資産総研 取締役 2013年10月 Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. President(現任) 2014年3月 当社代表取締役社長(現任) 2016年8月 ㈱事業承継ナビゲーター 代表取締役 社長(現任) 2017年2月 ㈱青山インベストメント・パートナ ズ1号 代表取締役(現任) 2017年6月 ㈱日本資産総研(旧:㈱日本資産総研コ ンサルタント) 取締役(現任) 2017年6月 PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA Director(現任) 2018年3月 ㈱日本資産総研 代表取締役会長 (現任) 2019年12月 ㈱青山財産ネットワークス九州 代表取 締役会長(現任)	(注) 5	1,226,685
取締役 常務執行役員 統括 事業本部長	八木 優幸	1967年4月24日生	1990年4月 ㈱村上開明堂 入社 1991年9月 当社入社 2005年1月 当社執行役員個人コンサルティング事 業部長 2006年3月 当社取締役執行役員第一事業部長 2011年1月 当社執行役員個人コンサルティング事 業部長 2013年1月 当社執行役員統括事業本部長 2013年3月 当社取締役執行役員統括事業本部長 2013年10月 ㈱日本資産総研 取締役 2014年3月 当社取締役常務執行役員統括事業本部 長(現任) 2014年12月 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Director(現任) 2017年6月 ㈱日本資産総研(旧:㈱日本資産総研コ ンサルタント) 取締役(現任) 2017年12月 ㈱青山インベストメント・パートナ ズ1号 取締役(現任)	(注) 5	63,046

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 常務執行役員 不動産 事業本部長	松浦 健	1965年5月6日生	1991年4月 大和ハウス工業(株) 入社 1995年5月 日商岩井不動産(現:双日(株)) 入社 2000年10月 当社入社 2005年1月 当社執行役員不動産事業部長 2006年1月 (株)船井エステート(現:株青山総合エステート) 代表取締役社長 2007年3月 当社取締役執行役員第六事業部長 2010年10月 KRFコーポレーション(株)(現:株青山総合エステート) 代表取締役(現任) 2011年1月 当社執行役員 不動産事業部長 2014年1月 (株)AYウェルスパートナーズ 取締役 2014年3月 当社取締役執行役員 不動産事業本部長 2016年3月 (株)日本資産総研 取締役 2016年3月 当社取締役常務執行役員不動産事業本部長(現任) 2017年6月 新生青山パートナーズ(株) 取締役(現任) 2017年6月 (株)日本資産総研(旧:株日本資産総研コンサルタント) 取締役(現任) 2017年6月 PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA Director(現任) 2017年7月 Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. Director(現任) 2017年7月 (株)プロジェクト(現:株青山財産インベストメント)取締役(現任)	(注)5	35,623
取締役 執行役員 財産コンサルティング第一 事業本部長 兼 不動産事業本部副本部長	中谷 誠道	1958年5月3日生	1981年4月 (株)日本リクルートセンター(現:株リクルートホールディングス) 入社 1986年1月 (株)リクルートコスモス(現:株コスモスイニシア)へ転籍 1997年4月 当社入社 2012年1月 当社財産コンサルティング事業本部第一事業部長 2013年1月 当社執行役員財産コンサルティング事業本部長 2015年3月 当社取締役執行役員財産コンサルティング事業本部長 2016年3月 (株)日本資産総研 取締役 2017年6月 (株)日本資産総研(旧:株日本資産総研コンサルタント) 取締役(現任) 2019年1月 当社取締役執行役員財産コンサルティング第一事業本部長 2020年1月 当社取締役執行役員財産コンサルティング第一事業本部長兼不動産事業本部副本部長(現任)	(注)5	20,791
取締役 執行役員 事業承継コンサルティング 事業本部長	島根 伸治	1971年10月27日生	1995年10月 太田昭和監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人) 入所 2000年10月 日本アバイア(株) 入社 2001年9月 (株)プロジェクト(現:株青山財産インベストメント) 入社 2006年8月 同社取締役(現任) 2011年1月 当社へ出向 2012年1月 当社事業承継コンサルティング事業本部第二事業部長 2013年1月 当社事業承継コンサルティング事業本部副本部長 2014年1月 当社執行役員事業承継コンサルティング事業本部長 2015年1月 当社へ転籍 2016年1月 新生青山パートナーズ(株) 代表取締役(現任) 2016年3月 (株)日本資産総研 取締役 2016年3月 当社取締役執行役員事業承継コンサルティング事業本部長(現任) 2016年8月 (株)事業承継ナビゲーター 取締役(現任) 2017年6月 (株)日本資産総研(旧:株日本資産総研コンサルタント) 取締役(現任) 2017年12月 (株)青山インベストメント・パートナーズ1号 取締役(現任) 2019年12月 (株)青山財産ネットワークス九州 取締役(現任)	(注)5	45,452

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 NSS事業本部長	小川 隆臣	1972年6月12日生	1991年4月 ㈱千葉ニチレイサービス 入社 1992年9月 鷹野保雄税理士事務所(現:税理士法人税務総合事務所) 入所 1995年10月 ㈱不動産会計総合センター(現:㈱日本資産総研) 入社 2003年8月 ㈱船井財産コンサルタンツ京葉(現:㈱日本資産総研) 取締役 2009年1月 ㈱日本資産総研コンサルタント(現:㈱日本資産総研) 取締役 2009年12月 ㈱船井財産コンサルタンツ京葉(現:㈱日本資産総研) 代表取締役社長 2012年9月 ㈱日本資産総研 専務取締役 2013年10月 当社執行役員NSS事業本部長 2016年3月 当社取締役執行役員NSS事業本部長(現任) 2017年6月 ㈱日本資産総研(旧:㈱日本資産総研コンサルタント) 代表取締役社長(現任)	(注)5	65,238
取締役 執行役員 総合情報 ネットワーク 事業本部長	松田 英雄	1961年11月2日生	1984年4月 佐藤澄男税理士事務所(現:税理士法人名南経営) 入所 2006年1月 ㈱名南経営(現:㈱名南経営コンサルティング) 常務取締役 2013年2月 ㈱名南ホールディングス(現:㈱名南経営ホールディングス) 取締役 2013年6月 名南(寧波)投資諮詢有限公司 董事長・総経理 2014年12月 ㈱名南財産コンサルタンツ 代表取締役 ㈱名南経営コンサルティング 取締役 2018年1月 当社入社 当社執行役員総合情報ネットワーク事業本部長 2018年3月 当社取締役執行役員総合情報ネットワーク事業本部長(現任) 2018年6月 ㈱事業承継ナビゲーター 取締役(現任) 2019年12月 ㈱青山財産ネットワークス九州 代表取締役社長(現任)	(注)5	484
取締役 執行役員 経営管理本部長	橋場 真太郎	1964年3月22日生	1987年4月 ㈱協和銀行(現:㈱りそな銀行) 入行 2003年10月 同行新百合ヶ丘支店長 2004年10月 同行東京中央第一部長 2008年7月 同行新都心営業第三部長 2013年8月 ジェイコム㈱(現:ライク㈱) 取締役 営業副本部長兼事業開発部長 2014年5月 ジェイコムホールディングス㈱(現:ライク㈱) 取締役 2015年11月 当社入社 当社経営企画室長 2017年1月 当社執行役員経営企画部長 2017年8月 当社執行役員経営管理本部長 2017年8月 ㈱青山総合エステート 取締役(現任) 2017年8月 PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA Commissioner(現任) 2017年8月 ㈱青山インベストメント・パートナーズ1号 監査役(現任) 2017年10月 ㈱日本資産総研(旧:日本資産総研コンサルタント) 取締役(現任) 2020年3月 当社取締役執行役員経営管理本部長(現任)	(注)5	8,049

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (社外取締役)	島田 晴雄	1943年2月21日生	1975年4月 慶應義塾大学経済学部助教授 1978年5月 経済企画庁経済研究所 客員主任研究官 1982年4月 慶應義塾大学経済学部教授 1986年3月 マサチューセッツ工科大学訪問教授 1995年5月 岡谷鋼機㈱ 社外監査役 2000年6月 東京大学先端科学技術研究センター 客員教授 2001年6月 ㈱電通 社外監査役 2002年4月 ㈱ミレアホールディングス(現:東京海上ホールディングス㈱) 社外取締役 2002年6月 旭硝子㈱ 社外取締役 2004年4月 ㈱富士通総研経済研究所 理事長 2007年3月 当社社外取締役(現任) 2007年4月 千葉商科大学 学長 2008年8月 ㈱三技協 社外取締役 2008年10月 テンプホールディングス㈱(現:パーソルホールディングス㈱) 社外監査役 2012年6月 アルフレッサホールディングス㈱ 社外取締役 2015年5月 岡谷鋼機㈱ 社外取締役(現任) 2015年9月 ㈱レジェンド・パートナーズ 社外取締役 2016年1月 ㈱島田総合研究所 代表取締役(現任) 2017年1月 公益財団法人日本国際フォーラム 理事長 2017年4月 公立大学法人首都大学東京(2020年4月名称変更:東京都公立大学法人) 理事長(現任)	(注)5	3,609
取締役 (社外取締役)	渡邊 啓司	1943年1月21日生	1975年10月 プライスウォーターハウス会計事務所(現:PwCあらた有限責任監査法人)入所 1987年7月 青山監査法人(現:PwCあらた有限責任監査法人)代表社員 Price Waterhouse Coopers(現:PwCあらた有限責任監査法人) Partner 1995年8月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ)入所 1996年4月 同所 代表社員 2000年6月 いちよし証券㈱ 社外取締役 2003年7月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Markets Leader 2008年6月 ㈱朝日工業社 社外取締役(現任) 2010年6月 SBIホールディングス㈱ 社外取締役 2011年3月 当社社外取締役(現任) 2017年6月 SBIインシュアランスグループ㈱ 社外取締役(現任) 2017年6月 北越紀州製紙㈱(現:北越コーポレーション㈱) 社外監査役(現任) 2018年6月 ㈱うかい 社外取締役(現任)	(注)5	2,060
取締役 (社外取締役)	長坂 道広	1962年4月21日生	1985年4月 若林法律事務所 入所 1992年3月 ㈱日本M&Aセンター 入社 2010年12月 同社事業推進部長 2014年3月 当社社外取締役(現任) 2015年4月 ㈱日本M&Aセンター 総合企画本部営業支援部 営業支援部長(現任) 2016年8月 ㈱事業承継ナビゲーター 代表取締役副社長(現任)	(注)5	3,528
常勤監査役 (社外監査役)	藤多 洋幸	1966年3月1日生	1989年4月 ㈱三井銀行(現:㈱三井住友銀行) 入行 1995年8月 山崎税理士事務所 入所 2000年10月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ) 入所 2004年4月 公認会計士登録 2018年3月 当社社外監査役就任(現任) 2018年3月 ㈱日本資産総研監査役(現任) 2018年3月 ㈱青山総合エステート監査役(現任) 2018年3月 ㈱事業承継ナビゲーター監査役(現任) 2018年3月 ㈱青山財産インベストメンツ(旧:㈱プロジェクト) 監査役(現任) 2019年12月 ㈱青山財産ネットワークス九州 監査役(現任)	(注)6	968

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	中塚 久雄	1951年12月25日生	1970年4月 ㈱東海銀行（現：㈱三菱UFJ銀行）入行 1994年4月 同行藤沢支店長 1996年1月 同行調布支店長 1999年1月 同行竹ノ塚支店長 2001年11月 当社入社 2002年3月 当社取締役コンサルティング事業部長 2002年8月 当社取締役管理部長 2005年3月 ㈱船井エステート(旧：㈱青山総合エステート) 監査役 2006年4月 当社常務取締役 2008年9月 ㈱プロジェクト 監査役 2010年10月 ㈱青山総合エステート 取締役 2010年10月 KRFコーポレーション(現：㈱青山総合エステート) 取締役 2011年1月 Aoyama Wealth Management Pte. Ltd. Director 2013年10月 ㈱日本資産総研 監査役 2014年3月 ㈱日本資産総研 取締役 2015年3月 当社相談役 2016年3月 当社監査役（現任）	(注) 6	19,962
監査役 (社外監査役)	六川 浩明	1963年6月10日生	1997年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1997年4月 堀総合法律事務所 入所 2002年6月 Barack Ferrazzano法律事務所(シカゴ) 入所 2005年4月 千葉大学法科大学院 講師 2007年3月 東京青山・青木・狛 Baker&Mckenzie法律事務所 入所 2007年10月 首都大学東京・産業技術大学院大学（2020年4月名称変更：東京都立産業技術大学院大学）講師（現任） 2008年4月 小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁護士（現任） 2008年10月 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校 講師 2009年3月 当社社外監査役（現任） 2009年4月 成城大学法学部 講師 2010年12月 ㈱夢真ホールディングス 社外監査役（現任） 2012年4月 東海大学大学院実務法学研究科 教授 2013年1月 ㈱システムソフト 社外監査役（現任） 2013年4月 早稲田大学文化構想学部 講師 2016年6月 ㈱医学生物学研究所 社外監査役（現任） 2016年12月 ㈱ツナググループ・ホールディングス 社外取締役（現任） 2017年9月 ㈱オウケイウェイヴ 社外監査役（現任）	(注) 6	4,036
計					1,499,531

(注) 1. 当社では、経営戦略意思決定機能と業務執行機能の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は16名で、取締役常務執行役員統括事業本部長 八木優幸、取締役常務執行役員不動産事業本部長 松浦健、取締役執行役員財産コンサルティング第一事業本部長兼不動産事業本部副本部長 中谷誠道、取締役執行役員事業承継コンサルティング事業本部長 島根伸治、取締役執行役員NSS事業本部長 小川隆臣、取締役執行役員総合情報ネットワーク事業本部長 松田英雄、取締役執行役員経営管理本部長 橋場真太郎、執行役員財産コンサルティング第二事業本部長 高田吉孝、執行役員NSS事業本部 伊藤文人、執行役員NSS事業本部 山梨純一、執行役員NSS事業本部 山中直樹、執行役員財産コンサルティング第一事業本部副本部長 小野高義、執行役員不動産事業本部都心不動産統括事業部長 永島敦、執行役員事業承継コンサルティング事業本部ソリューション事業部長 多和田大紀、執行役員財産コンサルティング第一事業本部第一事業部長 野口忠夫及び執行役員財産コンサルティング第二事業本部第二事業部長 長曾我部利幸で構成されています。

2. 取締役 島田晴雄、取締役 渡邊啓司及び取締役 長坂道広は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役 藤多洋幸及び監査役 六川浩明は、社外監査役であります。
4. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質株式数を記載しております。なお、本有価証券報告書提出日現在（2020年3月27日）における役員持株会の取得株式数を確認することができないため、2020年2月末日現在の実質株式数を記載しております。
5. 各取締役（11名）の任期は、2020年3月27日開催の定時株主総会から1年間となっております。

6. 監査役（3名）の任期は、以下の通りであります。

藤多洋幸 2018年3月27日開催の定時株主総会から4年間
中塚久雄 2020年3月27日開催の定時株主総会から4年間
六川浩明 2017年3月28日開催の定時株主総会から4年間

7. 当社は、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司、社外監査役 藤多洋幸及び社外監査役 六川浩明を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役島田晴雄氏は3,609株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

社外取締役渡邊啓司氏は2,060株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

社外取締役長坂道広氏は3,528株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。同氏と当社との関係は、総合企画本部営業支援部営業支援部長を務める㈱日本M&Aセンターは当社と企業オーナーへの財産・事業承継・不動産コンサルティングについての業務提携を行っております。また、代表取締役副社長を務める㈱事業承継ナビゲーターは当社とセミナー及び広告宣伝活動の企画・運営に関する業務委託契約を締結しております。

社外監査役藤多洋幸氏は968株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。同氏と当社との関係は、監査役を務める㈱事業承継ナビゲーターは当社とセミナー及び広告宣伝活動の企画・運営に関する業務委託契約を締結しております。

社外監査役六川浩明氏は4,036株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、それぞれが客観的な視点から取締役会等において、疑問点を明らかにするために適宜質問し意見を述べることで、経営の監視、監督を行っており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しています。

社外監査役は、取締役会及び監査役会等の重要会議への出席、主要な事業所の往査を通して、情報収集に努め、会社の不祥事の未然防止、過度のリスクを伴う行動を牽制しております。また、監査役会において内部監査結果について報告を受け実効的に活用するとともに、会計監査人とは意見交換の場を通して連携を深め、効果的な監査を行っております。

内部監査部門は、上記の監査役に対する報告を行うほか、会計監査人と定期的に情報共有・意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

監査役会は、社外監査役2名、監査役1名の3名で構成されており、社外監査役である常勤監査役 藤多洋幸は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は監査役会で定めた監査役監査基準、監査方針及び監査計画などに従い監査業務を行っております。

監査役会は、監査役会規程に拠って運営され、その議長は、常勤監査役が務めております。監査役会は定例として毎月1回開催されるとともに、必要に応じて随時開催されることになっており、監査役相互の意見交換が行われております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し法令遵守の状況等を常に確認するほか、重要書類の閲覧や業務執行状況の聴取など、業務監査、会計監査等を行っております。

また、監査役は、会計監査人との面談も定期的に行っており、会計監査人との意見交換も行っております。内部監査室とは、随時の面談、内部監査結果の確認、監査への立会などを通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

②内部監査の状況

内部監査は、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室(専任担当者1名)で実施しており、内部監査規程に従い、年度計画を策定し、監査対象部門に対する監査を実施しております。当該監査の結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。監査対象部門に対しては監査結果に基づいて改善提言を行うとともに改善状況についても適時点検しております。また、内部監査室は監査役及び会計監査人との面談等を通じて意見交換・情報交換等を行い実効性かつ有効性の高い監査を実施しております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

b. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 齋藤 晃一氏

指定社員 業務執行社員 佐藤 禎氏

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名、その他5名

d. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人として監査法人A&Aパートナーズを選定した理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われていることを確保する体制を整えているものと判断したためであります。

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は会計監査人の監査方法、監査結果、独立性、職務の適正を確保する体制等を評価した結果、監査法人A&Aパートナーズが当社の会計監査人として適格であると判断して再任しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,000	—	24,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	24,000	—	24,000	—

b. 監査公認会計士と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、会計監査人より監査対象事業年度の監査予定時間を基礎として計算した見積報酬額の提示及び説明を受けた後、その妥当性を検証したうえで監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、その監査報酬額が公正妥当と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役及び監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、報酬諮問会議における公正かつ透明性の高い審議により決定しており、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させるため、固定報酬及び事業年度ごとの会社業績に基づく業績連動報酬である賞与、中長期的会社業績に基づく業績連動型株式報酬、その他金銭以外の報酬（社宅提供に係る非金銭報酬）で構成されております。

当社の取締役の報酬限度額は、2007年3月24日開催の第16回定時株主総会決議において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与等は含まない）と決議いただいております。また、2019年3月28日開催の第28回定時株主総会決議において、社宅提供による非金銭報酬は年額40百万円以内と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2002年3月20日開催の第11回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

基本報酬である固定報酬については、取締役及び監査役それぞれの担当役割、職位、職務内容、貢献度等を総合的に勘案して各人の報酬額を決定しております。

業績連動報酬である賞与については、連結営業利益の額を重要な評価指標の一つとして位置付けており、個人の職位や職務に応じた業績への貢献度、職務執行状況を評価して各人の報酬額を決定しております。当該指標を選択した理由は、当社グループの業績を端的に表すものと判断したためであります。

なお、当事業年度の業績連動報酬に係る指標の目標は、営業利益1,600百万円と設定し、実績は1,603百万円であります。

当事業年度の当社の役員の報酬等の額は取締役会の決議によって選定された取締役をもって構成される報酬諮問会議において決定しております。報酬諮問会議は、3名以上で、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的としております。なお、当事業年度の報酬諮問会議の構成員は代表取締役社長 蓮見正純、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司の3名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	その他	
取締役（社外取締役を除く）	143,023	86,310	52,430	4,283	6
監査役（社外監査役を除く）	5,150	4,650	500	—	1
社外役員	41,565	35,640	5,925	—	5

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。

2. 上記役員の員数には、無報酬の取締役1名は除いております。

3. 「その他」の内容は、社宅提供に係る非金銭報酬として支給しております。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の変動又は、株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした株式を純投資目的の投資株式、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するための企業間の取引維持・強化を目的とした株式を純投資目的以外の投資株式としております。

なお、当社が保有する株式は全て、純投資目的以外の株式であります。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式については、良好な取引関係の維持発展、提携強化、財産コンサルティング事業の一環など戦略的意義を有すること、また、リスクとリターンを踏まえた中長期的観点から保有の合理性を多角的に検証しております。検証の結果、保有目的を達成したものや保有効果が薄れたと判断されたものについては、売却等の手続きを実施します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	22	25,062
非上場株式以外の株式	3	790,556

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	772,000

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社うかい	200,000	400,000	(保有目的) 財産コンサルティング事業の一環 (定量的な保有効果) (注)	無
	697,000	1,500,000		
大成株式会社	62,000	62,000	(保有目的) 業務提携の推進 (定量的な保有効果) (注)	有
	48,050	49,910		
株式会社山田債権回 収管理総合事務所	84,900	84,900	(保有目的) 営業関係取引の強化 (定量的な保有効果) (注)	有
	45,506	41,431		

(注) 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的の適切性、事業戦略上の重要性等により保有の合理性を検証しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の連結財務諸表及び第29期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入、同機構や監査法人等による研修への参加、会計専門誌等による情報収集等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,197,046	8,494,808
売掛金	410,580	545,500
販売用不動産	4,052,066	※2, ※3 1,145,027
その他のたな卸資産	3,579	1,586
未収還付消費税等	124,798	—
その他	847,847	366,137
貸倒引当金	△70,244	△619
流動資産合計	9,565,674	10,552,441
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	247,766	※3 2,654,459
減価償却累計額	△111,259	△132,785
建物及び構築物（純額）	136,507	2,521,674
土地	1,406	※3 195,666
その他	165,997	199,180
減価償却累計額	△108,598	△117,655
その他（純額）	57,398	81,524
有形固定資産合計	195,312	2,798,866
無形固定資産		
ソフトウェア	152,556	231,356
その他	2,167	2,086
無形固定資産合計	154,724	233,443
投資その他の資産		
投資有価証券	1,927,016	1,249,125
関係会社株式	※1 107,128	※1 27,748
繰延税金資産	89,880	318,900
その他	314,137	312,227
投資その他の資産合計	2,438,162	1,908,001
固定資産合計	2,788,199	4,940,310
資産合計	12,353,873	15,492,751

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	85,517	117,404
短期借入金	—	100,000
1年内返済予定の長期借入金	947,503	※2 1,013,128
1年内償還予定の社債	584,000	514,000
未払法人税等	—	158,994
未払金	831,562	753,519
その他	583,648	889,139
流動負債合計	3,032,231	3,546,185
固定負債		
社債	1,370,000	826,000
長期借入金	2,049,937	※2 3,281,812
長期預り敷金保証金	1,324,913	1,390,019
長期未払金	58,408	58,408
固定負債合計	4,803,258	5,556,240
負債合計	7,835,490	9,102,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,088,937	1,143,304
資本剰余金	795,016	1,304,783
利益剰余金	2,490,101	3,651,968
自己株式	△346,621	△201
株主資本合計	4,027,435	6,099,855
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	513,252	229,952
為替換算調整勘定	△30,401	△43,187
その他の包括利益累計額合計	482,850	186,764
新株予約権	8,097	103,705
純資産合計	4,518,382	6,390,326
負債純資産合計	12,353,873	15,492,751

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	17,227,477	19,061,077
売上原価	13,439,806	15,162,252
売上総利益	3,787,670	3,898,825
販売費及び一般管理費	※ 2,322,676	※ 2,295,593
営業利益	1,464,993	1,603,232
営業外収益		
受取利息	17,384	1,019
受取配当金	9,674	9,746
保険解約返戻金	7,654	3,837
持分法による投資利益	—	1,569
為替差益	—	9,085
その他	3,606	4,743
営業外収益合計	38,319	30,002
営業外費用		
支払利息	62,386	48,982
社債発行費	9,911	3,527
支払保証料	18,248	11,704
支払手数料	29,712	51,885
為替差損	24,143	—
その他	847	13,141
営業外費用合計	145,249	129,241
経常利益	1,358,063	1,503,993
特別利益		
投資有価証券売却益	—	379,472
特別利益合計	—	379,472
特別損失		
投資有価証券評価損	29,838	6,167
ゴルフ会員権評価損	2,775	—
特別損失合計	32,613	6,167
税金等調整前当期純利益	1,325,449	1,877,298
法人税、住民税及び事業税	181,514	305,023
法人税等調整額	△18,869	△103,988
法人税等合計	162,645	201,034
当期純利益	1,162,804	1,676,263
親会社株主に帰属する当期純利益	1,162,804	1,676,263

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益	1,162,804	1,676,263
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	116,061	△283,299
為替換算調整勘定	△7,784	△12,785
その他の包括利益合計	※ 108,276	※ △296,085
包括利益	1,271,080	1,380,178
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,271,080	1,380,178
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,088,937	795,016	1,703,941	△346,548	3,241,347	397,190	△22,616	374,573	8,097	3,624,018
当期変動額										
剰余金の配当			△376,643		△376,643					△376,643
親会社株主に帰属する当期純利益			1,162,804		1,162,804					1,162,804
自己株式の取得				△72	△72					△72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						116,061	△7,784	108,276	－	108,276
当期変動額合計	－	－	786,160	△72	786,087	116,061	△7,784	108,276	－	894,364
当期末残高	1,088,937	795,016	2,490,101	△346,621	4,027,435	513,252	△30,401	482,850	8,097	4,518,382

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,088,937	795,016	2,490,101	△346,621	4,027,435	513,252	△30,401	482,850	8,097	4,518,382
当期変動額										
剰余金の配当			△491,146		△491,146					△491,146
新株の発行（新株予約権の行使）	54,366	54,366			108,733					108,733
親会社株主に帰属する当期純利益			1,676,263		1,676,263					1,676,263
自己株式の取得				△79	△79					△79
自己株式の処分		455,400		346,500	801,900					801,900
連結範囲の変動			△24,447		△24,447					△24,447
持分法の適用範囲の変動			1,196		1,196					1,196
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△283,299	△12,785	△296,085	95,608	△200,477
当期変動額合計	54,366	509,766	1,161,866	346,420	2,072,420	△283,299	△12,785	△296,085	95,608	1,871,943
当期末残高	1,143,304	1,304,783	3,651,968	△201	6,099,855	229,952	△43,187	186,764	103,705	6,390,326

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,325,449	1,877,298
減価償却費	91,155	93,000
株式報酬費用	—	80,207
のれん償却額	60,826	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△9,026	△69,625
受取利息及び受取配当金	△27,058	△10,765
支払利息	62,386	48,982
社債発行費	9,911	3,527
保険解約返戻金	△7,654	△3,837
投資有価証券評価損益 (△は益)	29,838	6,167
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△379,472
ゴルフ会員権評価損	2,775	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△70,551	△135,189
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,279,297	※2 331,326
未収入金の増減額 (△は増加)	△14,239	72,104
前渡金の増減額 (△は増加)	△7,741	7,412
立替金の増減額 (△は増加)	1,822	18,695
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,579	31,886
未払金の増減額 (△は減少)	120,097	△58,979
預り金の増減額 (△は減少)	139,968	109,247
長期未払金の増減額 (△は減少)	△3,063	—
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△124,798	—
未払消費税等の増減額 (△は減少)	—	395,811
預り敷金及び保証金の増減額 (△は減少)	219,717	65,106
その他	22,058	△44,399
小計	545,156	2,438,503
利息及び配当金の受取額	27,058	10,765
利息の支払額	△60,284	△43,627
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△239,045	△105,570
営業活動によるキャッシュ・フロー	272,884	2,300,071

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△26,287	△70,113
無形固定資産の取得による支出	△50,829	△148,950
投資有価証券の取得による支出	△1,828,911	△2,632,979
投資有価証券の売却及び払戻による収入	2,230,283	3,313,498
関係会社株式の取得による支出	△176	△3
関係会社株式の売却による収入	1	5,740
ゴルフ会員権の取得による支出	△11,550	—
短期貸付けによる支出	—	△23,000
短期貸付金の回収による収入	—	273,343
保険積立金の解約による収入	18,190	13,845
その他	1,284	△7,968
投資活動によるキャッシュ・フロー	332,004	723,413
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△2,120,000	100,000
長期借入れによる収入	1,700,000	2,800,000
長期借入金の返済による支出	△1,058,220	△1,502,500
社債の発行による収入	590,088	296,472
社債の償還による支出	△524,436	△914,465
ストックオプションの行使による収入	—	104,667
ストックオプションの発行による収入	—	19,467
自己株式の取得による支出	△72	△79
自己株式の処分による収入	—	801,900
配当金の支払額	△375,144	△490,387
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,787,785	1,215,074
現金及び現金同等物に係る換算差額	△6,827	△270
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,189,723	4,238,288
現金及び現金同等物の期首残高	5,386,770	4,197,046
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	59,472
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,197,046	※1 8,494,808

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社青山総合エステート

株式会社青山財産インベストメンツ

株式会社日本資産総研

Aoyama Wealth Management Pte.Ltd.

Aoyama Zaisan Networks USA, Inc.

PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA

株式会社青山財産ネットワークス九州

当連結会計年度より、PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIAは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

また、株式会社青山財産ネットワークス九州については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

①非連結子会社の名称

株式会社青山インベストメント・パートナーズ1号

ウートラム株式会社

オクスリー株式会社

②連結の範囲から除いた理由

株式会社青山インベストメント・パートナーズ1号は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

ウートラム株式会社及びオクスリー株式会社は、支配が一時的であるため、連結の適用範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

株式会社事業承継ナビゲーター

株式会社事業承継ナビゲーターは、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社青山インベストメント・パートナーズ1号

新生青山パートナーズ株式会社

ウートラム株式会社

オクスリー株式会社

(3) 持分法の適用の範囲から除いた理由

持分法を適用していない非連結子会社（株式会社青山インベストメント・パートナーズ1号）及び関連会社（新生青山パートナーズ株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

また、ウートラム株式会社及びオクスリー株式会社は、支配が一時的であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と同じであります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①関係会社株式 移動平均法による原価法

②有価証券

イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. 投資事業有限責任組合に類する出資の会計処理

当社の子会社又は関連会社が組合事業を推進し従事する営業者となっている投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業損益に計上するとともに投資有価証券に加減し、当社の子会社又は関連会社が組合の営業者となっていない投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業外損益に計上するとともに投資有価証券に加減しております。

③たな卸資産

イ. 販売用不動産

個別法による原価法

なお、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

ロ. その他のたな卸資産

移動平均法による原価法

なお、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 8～47年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

イ. ヘッジ手段・・・金利スワップ

ロ. ヘッジ対象・・・借入金

③ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の債権債務とヘッジ手段の特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS 第 13 号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取り組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価算定会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首以降適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業収益」として区分掲記しておりました「営業収入」及び「不動産売上高」は連結損益計算書の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より「売上高」と掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業収入」に表示していた5,675,774千円及び「不動産売上高」に表示していた11,551,702千円は、「売上高」17,227,477千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業原価」として区分掲記しておりました「営業原価」及び「不動産売上原価」は連結損益計算書の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より「売上原価」と掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業原価」に表示していた2,784,023千円及び「不動産売上原価」に表示していた10,655,782千円は、「売上原価」13,439,806千円として組み替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が308,764千円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が88,692千円増加しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が220,072千円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
関係会社株式	107,128千円	27,748千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
販売用不動産	—千円	864,363千円
計	—	864,363

なお、上記資産は根抵当権の登記が留保されています。

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	—千円	99,996千円
長期借入金	—	825,007
計	—	925,003

※3 資産の保有目的の変更

当連結会計年度において、「販売用不動産」に計上していた高齢者施設2,579,537千円を「建物及び構築物」及び「土地」に振替えております。

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
人件費	791,160千円	853,382千円
支払報酬	259,265	254,599
地代家賃	241,945	249,863
のれん償却額	60,826	—

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	167,283千円	△28,857千円
組替調整額	—	△379,472
税効果調整前	167,283	△408,330
税効果額	△51,222	125,030
その他有価証券評価差額金	116,061	△283,299
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△7,784	△12,785
組替調整額	—	—
税効果調整前	△7,784	△12,785
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△7,784	△12,785
その他の包括利益合計	108,276	△296,085

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	11,963,500	—	—	11,963,500

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	550,042	36	—	550,078

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加36株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会 計年度末 残高 (千円)
			当連 結会 計年 度 期 首	当連 結会 計年 度 末	当連 結会 計年 度 初	当連 結会 計年 度 末	
提出会社 (親会社)	第4回新株予約権	—	—	—	—	—	8,097
合計		—	—	—	—	—	8,097

(注)上記の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年2月6日 取締役会	普通株式	216,855	19	2017年12月31日	2018年3月28日
2018年8月7日 取締役会	普通株式	159,787	14	2018年6月30日	2018年8月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年2月5日 取締役会	普通株式	285,335	利益剰余金	25	2018年12月31日	2019年3月29日

当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	11,963,500	150,600	—	12,114,100

(注)新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	550,078	46	550,000	124

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加46株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少550,000株は、第三者割当による自己株式の処分による減少であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 区 内 の 訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会 計年度末 残高 (千円)
			当 連 結 会 計 年 度 期 首	当 連 結 会 計 年 度 増 加	当 連 結 会 計 年 度 減 少	当 連 結 会 計 年 度 末	
提出会社 (親会社)	第4回新株予約権	—	—	—	—	—	4,031
	第5回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	43,076
	第6回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	50,780
	第7回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	5,817
合計		—	—	—	—	—	103,705

(注) 第5回、第6回、第7回の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年2月5日 取締役会	普通株式	285,335	25	2018年12月31日	2019年3月29日
2019年8月6日 取締役会	普通株式	205,810	17	2019年6月30日	2019年8月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年2月4日 取締役会	普通株式	399,761	利益剰余金	33	2019年12月31日	2020年3月30日

(注) 2020年2月4日開催の取締役会決議による1株当たり配当額には、上場15周年記念配当5円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	4,197,046千円	8,494,808千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	4,197,046	8,494,808

※2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
保有目的変更による販売用不動産から 有形固定資産への振替額	一千円	2,579,537千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式及び投資事業組合への出資等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金は、主としてコンサルティング収益に対応する外注費及び紹介手数料であり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は主に運転資金に必要な資金の調達であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクがあります。長期借入金の一部については、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

長期預り敷金保証金は、当社グループでマスターリースをしている不動産物件に係る預り敷金保証金であります。当該不動産物件は「不動産共同所有システム」により組成された任意組合所有の物件等であり、

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(5)「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

営業債務、借入金、社債、長期預り敷金保証金は資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

前連結会計年度 (2018年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,197,046	4,197,046	—
(2) 売掛金 (※)	410,533	410,533	—
(3) 未収還付消費税等	124,798	124,798	—
(4) 投資有価証券	1,591,341	1,591,341	—
(5) 買掛金	85,517	85,517	—
(6) 社債 (1年以内償還予定の社債含む)	1,954,000	1,956,658	2,658

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(7) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含む)	2,997,440	3,003,152	5,712
(8) 長期預り敷金保証金	1,324,913	1,285,916	△38,997
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 売掛金にかかる貸倒引当金計上額を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収還付消費税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所等の価格によっております。

(5) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価については、主に対象物件を所有する不動産特定共同事業法により組成された任意組合の解散時期に対象物件が任意組合から売却される際に当社グループの預り敷金保証金を物件の売却先に引き継ぐことが想定されることから、任意組合の解散見込み時期までにおわって信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 千円)

投資有価証券 非上場株式及び投資事業組合出資金等(※1)	335,674
関係会社株式 非上場株式(※2)	107,128

(※1) 非上場株式及び投資事業組合出資金等は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 関係会社株式については非上場株式のため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内
現金及び預金	4,197,046
売掛金	410,580
合計	4,607,626

(注) 4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	584,000	554,000	454,000	272,000	90,000
長期借入金	947,503	713,132	622,745	452,640	261,420
合計	1,531,503	1,267,132	1,076,745	724,640	351,420

当連結会計年度(2019年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	8,494,808	8,494,808	—
(2) 売掛金(※)	545,431	545,431	—
(3) 投資有価証券	790,556	790,556	—
(4) 買掛金	117,404	117,404	—
(5) 未払法人税等	158,994	158,994	—
(6) 短期借入金	100,000	100,000	—
(7) 社債(1年以内償還予定の社債含む)	1,340,000	1,340,812	812
(8) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	4,294,940	4,296,043	1,103
(9) 長期預り敷金保証金	1,390,019	1,357,775	△32,244

(※) 売掛金にかかる貸倒引当金計上額を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所等の価格によっております。

(4) 買掛金 (5) 未払法人税等 (6) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価については、主に対象物件を所有する不動産特定共同事業法により組成された任意組合の解散時期に対象物件が任意組合から売却される際に当社グループの預り敷金保証金を物件の売却先に引き継ぐことが想定されることから、任意組合の解散見込み時期までにわたって信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

投資有価証券 非上場株式及び投資事業組合出資金等 (※1)	458,569
関係会社株式 非上場株式 (※2)	27,748

(※1) 非上場株式及び投資事業組合出資金等は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 関係会社株式については非上場株式のため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	8,494,808
売掛金	545,500
合計	9,040,309

(注) 4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内
社債	514,000	414,000	232,000	150,000	30,000	—
長期借入金	1,013,128	992,741	852,636	676,416	334,996	425,023
合計	1,527,128	1,406,741	1,084,636	826,416	364,996	425,023

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2018年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,591,341	851,452	739,888
	小計	1,591,341	851,452	739,888
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,591,341	851,452	739,888

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 30,998千円) 及び投資事業組合出資金等 (連結貸借対照表計上額 304,676千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2019年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	790,556	459,116	331,439
	小計	790,556	459,116	331,439
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		790,556	459,116	331,439

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 25,062千円）及び投資事業組合出資金等（連結貸借対照表計上額 433,506千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) その他	647,761	—	—
合計	647,761	—	—

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	772,000	379,472	—
(2) その他	2,274,730	—	—
合計	3,046,730	379,472	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について29,838千円（その他有価証券の株式29,838千円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について6,167千円（その他有価証券の株式6,167千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落し、回収可能性がない場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、非上場株式については、期末における実質価格が取得原価に比べ50%以上下落し、回収可能性がない場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度 (2018年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年12月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(金利関連)

前連結会計年度 (2018年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変 動	長期借入金	60,000	—	(注)

(注) 金利スワップは、特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2019年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度41,679千円、当連結会計年度50,234千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
販売費及び一般管理費のうちの 株式報酬費用	—	80,207

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	—	19,467

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社従業員 59名 当社子会社取締役 4名 当社子会社従業員 29名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)	普通株式 299,900株
付与日	2017年3月8日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社2017年12月期及び2018年12月期の2期間の連結営業利益の合計額が1,920百万円以上を計上した場合に権利行使できるものとする。</p> <p>なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>②新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	自2017年3月8日 至2019年3月31日
権利行使期間	自2019年4月1日 至2022年3月31日

	第5回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名 当社執行役員 7名 当社関係会社取締役 4名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)	普通株式 152,000株
付与日	2019年3月6日
権利確定条件	<p>①新株予約権者は、2019年12月期及び2020年12月期の2期間の連結営業利益の合計額が3,400百万円超を計上した場合に権利行使できるものとする。</p> <p>なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>②新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は執行役員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>

権利確定条件	④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
対象勤務期間	自2019年3月6日 至2021年3月31日
権利行使期間	自2021年4月1日 至2024年3月5日

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 96名 当社関係会社取締役 1名 当社関係会社従業員 33名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 248,000株
付与日	2019年3月6日
権利確定条件	①新株予約権者は、2019年12月期及び2020年12月期の2期間の連結営業利益の合計額が3,400百万円超を計上した場合に権利行使できるものとする。 なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。 ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社の従業員、関係会社の取締役又は従業員の地位にあることを要するものとする。 ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
対象勤務期間	自2019年3月6日 至2021年3月31日
権利行使期間	自2021年4月1日 至2024年3月5日

	第7回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社社外取締役 1名 当社及び当社関係会社の外部協力者 21名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)	普通株式 30,500株
付与日	2019年6月6日
権利確定条件	①新株予約権者は、2019年12月期及び2020年12月期の2期間の連結営業利益の合計額が3,400百万円超を計上した場合に権利行使できるものとする。 なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

権利確定条件	<p>②新株予約権者は、権利行使時においても、当社の社外取締役、当社及び当社関係会社の外部協力者であることを要するものとする。 ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	<p>自2019年6月6日 至2021年3月31日</p>
権利行使期間	<p>自2021年4月1日 至2024年6月5日</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年12月期)において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	299,900	—	—	—
付与		152,000	248,000	30,500
失効	—	—	—	—
権利確定	299,900	—	—	—
未確定残	—	152,000	248,000	30,500
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	299,900	—	—	—
権利行使	150,600	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	149,300	—	—	—

②単価情報

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格 (円)	695	1,620	1,741	1,651
行使時平均株価 (円)	1,538	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	27	551	513	353

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション及び自社株式オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
株価変動性（注）1	47.66%	47.66%
予想残存期間（注）2	3.54年	3.54年
予想配当（注）3	39円/株	39円/株
無リスク利子率（注）4	△0.147%	△0.147%

（注）1. 2015年8月22日から2019年3月6日までの株価に基づき算定しております。

（注）2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定して見積もっております。

（注）3. 2018年12月期の配当実績によっております。

（注）4. 評価基準日における償還年月日2022年9月30日の長期国債325の国債のレートを採用しております。

	第7回 新株予約権
株価変動性（注）1	48.78%
予想残存期間（注）2	3.42年
予想配当（注）3	39円/株
無リスク利子率（注）4	△0.245%

（注）1. 2016年1月7日から2019年6月6日までの株価に基づき算定しております。

（注）2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定して見積もっております。

（注）3. 2018年12月期の配当実績によっております。

（注）4. 評価基準日における償還年月日2022年9月30日の長期国債325の国債のレートを採用しております。

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	333,062千円	263千円
貸倒引当金	23,306	1,841
未払賞与	108,975	90,671
法定福利費	11,285	10,860
未払事業税	16,761	22,218
販売用不動産評価損	—	122,532
投資有価証券評価損	51,958	53,771
長期未払金	17,884	17,884
ゴルフ会員権評価損	5,464	5,577
投資有価証券	168,447	165,954
その他	25,436	14,390
繰延税金資産小計	762,584	505,967
評価性引当額(注)	△446,186	△85,580
繰延税金資産合計	316,397	420,386
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△226,517	△101,486
計	△226,517	△101,486
繰延税金資産の純額	89,880	318,900

(注) 評価性引当額が360,605千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れ及び投資有価証券に関する評価性引当額が減少したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.28	3.33
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△27.94	△6.35
のれん償却費	1.42	—
海外子会社との税率差異	△0.03	0.27
評価性引当額の増減	2.05	△19.21
繰越欠損金の期限切れ	—	4.12
税額控除	△0.80	△1.86
その他	1.45	△0.22
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.27	10.71

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めておりました「税額控除」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において「その他」に表示していた0.65%は、「税額控除」△0.80%、「その他」1.45%として組み替えております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの
該当事項はありません。

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務の概要

当社グループは、本社等の不動産賃貸借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する貸借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、静岡県において、賃貸用の高齢者施設（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は（賃貸収益は売上高に賃貸費用は売上原価に計上）168,155千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	—	—
期中増減額	—	2,571,201
期末残高	—	2,571,201
期末時価	—	3,430,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度の増減額のうち、増加は保有目的の変更に伴う販売用不動産からの振替（2,579,537千円）であり、減少は減価償却費（8,336千円）であります。

(注) 3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、財産コンサルティングに特化したサービスを提供する企業集団として、個人資産家及び企業オーナーの財産承継、事業承継、財産運用等のコンサルティングを手掛けており、財産コンサルティング事業という単一の事業セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一セグメント区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
八重洲中央通り任意組合	2,779,136	財産コンサルティング事業
青山一丁目任意組合	2,230,951	財産コンサルティング事業
お茶の水駅前任意組合	1,776,127	財産コンサルティング事業

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一セグメント区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
港区芝任意組合	2,623,768	財産コンサルティング事業
REGAL虎ノ門任意組合	1,941,996	財産コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

単一セグメントとして報告しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

単一セグメントとして報告しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(億RP)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
非連結子会社	PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA	インドネシア	90	資産運用・保全コンサルティング	直接 99.75 間接 0.25	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注)	13,266	その他(関係会社短期貸付金)	236,698
							利息の受取(注)	13,173	その他(未収入金)	3,190

(注) 1. 金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	395.17円	518.96円
1株当たり当期純利益金額	101.88円	140.00円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	100.25円	138.67円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	1,162,804	1,676,263
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	1,162,804	1,676,263
期中平均株式数(株)	11,413,430	11,973,697
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整 額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	185,151	114,732
(うち新株予約権(株))	(185,151)	(114,732)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に 含めなかった潜在株式の概要	—	第5回新株予約権(新株予約権の数 1,520個、普通株式 152,000株) 第6回新株予約権(新株予約権の数 2,480個、普通株式 248,000株) 第7回新株予約権(新株予約権の数 305個、普通株式 30,500株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱青山財産ネットワークス	第23回 無担保社債	2015年6月16日	90,000 (60,000)	30,000 (30,000)	0.51	なし	2020年5月29日
㈱青山財産ネットワークス	第24回 無担保社債	2016年1月8日	80,000 (40,000)	40,000 (40,000)	0.40	なし	2021年1月8日
㈱青山財産ネットワークス	第25回 無担保社債	2016年4月12日	150,000 (60,000)	90,000 (60,000)	0.22	なし	2021年3月31日
㈱青山財産ネットワークス	第26回 無担保社債	2016年10月25日	120,000 (40,000)	80,000 (40,000)	0.80	なし	2021年10月25日
㈱青山財産ネットワークス	第27回 無担保社債	2016年12月28日	180,000 (60,000)	120,000 (60,000)	0.40	なし	2021年12月30日
㈱青山財産ネットワークス	第28回 無担保社債	2017年1月31日	70,000 (20,000)	50,000 (20,000)	0.46	なし	2022年1月31日
㈱青山財産ネットワークス	第29回 無担保社債	2017年3月31日	84,000 (24,000)	60,000 (24,000)	0.24	なし	2022年2月28日
㈱青山財産ネットワークス	第30回 無担保社債	2017年5月31日	210,000 (60,000)	150,000 (60,000)	0.34	なし	2022年5月31日
㈱青山財産ネットワークス	第31回 無担保社債	2017年12月28日	400,000 (100,000)	— —	0.12 (注)2	なし	—
㈱青山財産ネットワークス	第32回 無担保社債	2018年1月29日	270,000 (60,000)	210,000 (60,000)	0.42	なし	2023年1月31日
㈱青山財産ネットワークス	第33回 無担保社債	2018年12月25日	300,000 (60,000)	240,000 (60,000)	0.35	なし	2023年12月25日
㈱青山財産ネットワークス	第34回 無担保社債	2019年3月27日	— —	270,000 (60,000)	0.32	なし	2024年3月29日
合計	—	—	1,954,000 (584,000)	1,340,000 (514,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()内は内書で、1年以内償還予定の金額であります。

2. 当該利率は、変動金利であり、直近の利率を記載しております。

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
514,000	414,000	232,000	150,000	30,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	100,000	0.80	2020年5月29日
1年以内に返済予定の長期借入金	947,503	1,013,128	1.04	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	2,049,937	3,281,812	0.91	2021年3月20日 ～ 2029年2月28日
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
計	2,997,440	4,294,940	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後10年以内における返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)
長期借入金	992,741	852,636	676,416	334,996	425,023

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,984,014	8,668,992	10,454,212	19,061,077
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	280,779	589,601	1,115,686	1,877,298
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	307,541	555,354	997,456	1,676,263
1株当たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	26.39	46.91	83.62	140.00

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	26.39	20.61	36.52	56.06

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,941,084	5,394,722
売掛金	※ ₂ 301,649	※ ₂ 500,712
販売用不動産	4,052,066	※ ₁ , ※ ₃ 865,439
その他のたな卸資産	3,066	1,107
未収入金	※ ₂ 135,992	※ ₂ 121,619
未収還付消費税等	162,123	—
未収還付法人税等	154,904	—
前払費用	48,104	46,663
関係会社短期貸付金	306,698	546,536
立替金	※ ₂ 24,092	※ ₂ 3,676
その他	24,427	42,039
貸倒引当金	△38,097	△28,069
流動資産合計	7,116,113	7,494,447
固定資産		
有形固定資産		
建物	119,141	※ ₃ 2,505,976
工具、器具及び備品	50,951	77,007
土地	1,406	※ ₃ 195,666
有形固定資産合計	171,499	2,778,650
無形固定資産		
ソフトウェア	145,967	227,597
その他	1,273	1,192
無形固定資産合計	147,240	228,789
投資その他の資産		
投資有価証券	1,927,016	1,249,125
関係会社株式	1,535,681	1,487,727
敷金及び保証金	189,125	194,286
繰延税金資産	6,902	312,027
その他	44,914	41,299
投資その他の資産合計	3,703,640	3,284,465
固定資産合計	4,022,380	6,291,905
資産合計	11,138,493	13,786,352

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 75,898	※2 109,873
関係会社短期借入金	800,000	600,000
1年内返済予定の長期借入金	947,503	※1 1,013,128
1年内償還予定の社債	584,000	514,000
未払法人税等	—	134,112
未払消費税等	—	252,925
未払金	※2 757,849	※2 677,130
未払費用	3,207	5,086
前受金	34,667	2,081
預り金	270,136	※2 376,488
前受収益	48,260	31,997
流動負債合計	3,521,523	3,716,823
固定負債		
社債	1,370,000	826,000
長期借入金	2,049,937	※1 3,281,812
長期未払金	43,017	43,017
その他	11,512	11,512
固定負債合計	3,474,467	4,162,342
負債合計	6,995,990	7,879,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,088,937	1,143,304
資本剰余金		
資本準備金	574,309	628,675
その他資本剰余金	220,707	676,107
資本剰余金合計	795,016	1,304,783
利益剰余金		
利益準備金	21,548	21,548
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,062,272	3,104,092
利益剰余金合計	2,083,821	3,125,641
自己株式	△346,621	△201
株主資本合計	3,621,154	5,573,528
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	513,252	229,952
評価・換算差額等合計	513,252	229,952
新株予約権	8,097	103,705
純資産合計	4,142,503	5,907,186
負債純資産合計	11,138,493	13,786,352

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	※1 14,792,123	※1 15,382,623
売上原価	※1 12,013,850	※1 12,591,946
売上総利益	2,778,273	2,790,677
販売費及び一般管理費	※2 1,838,613	※2 1,851,562
営業利益	939,659	939,114
営業外収益		
受取利息	※1 14,154	※1 18,024
受取配当金	※1 89,486	※1 249,739
為替差益	—	9,123
受取事務手数料	※1 71,157	※1 71,798
貸倒引当金戻入額	21,562	2,452
その他	554	1,766
営業外収益合計	196,915	352,904
営業外費用		
支払利息	※1 67,860	※1 58,714
社債発行費	9,911	3,527
支払保証料	18,248	11,704
支払手数料	29,712	51,849
為替差損	20,568	—
その他	580	12,572
営業外費用合計	146,881	138,368
経常利益	989,693	1,153,650
特別利益		
投資有価証券売却益	—	379,472
特別利益合計	—	379,472
特別損失		
投資有価証券評価損	29,838	6,167
関係会社株式評価損	—	47,956
ゴルフ会員権評価損	2,775	—
特別損失合計	32,613	54,123
税引前当期純利益	957,080	1,478,998
法人税、住民税及び事業税	△12,897	126,125
法人税等調整額	7,930	△180,094
法人税等合計	△4,966	△53,968
当期純利益	962,046	1,532,966

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I コンサルティング原価	(注) 1	1,631,838	13.6	1,911,672	15.2
(うち人件費)		989,658		1,160,165	
(うちその他)		642,179		751,507	
II 不動産取引原価	(注) 2	10,382,012	86.4	10,680,273	84.8
(うち人件費)		323,876		293,324	
(うち不動産仕入)		9,375,795		8,458,167	
(うちその他)		682,339		1,928,781	
当期売上原価		12,013,850	100.0	12,591,946	100.0

- (注) 1. その他の主な内容は外部委託費又は紹介料です。
 2. その他の主な内容は不動産の購入に関する諸経費です。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,088,937	574,309	220,707	795,016	21,548	1,476,869	1,498,417
当期変動額							
剰余金の配当						△376,643	△376,643
当期純利益						962,046	962,046
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	585,403	585,403
当期末残高	1,088,937	574,309	220,707	795,016	21,548	2,062,272	2,083,821

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△346,548	3,035,824	397,190	397,190	8,097	3,441,112
当期変動額						
剰余金の配当		△376,643				△376,643
当期純利益		962,046				962,046
自己株式の取得	△72	△72				△72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			116,061	116,061		116,061
当期変動額合計	△72	585,330	116,061	116,061	—	701,391
当期末残高	△346,621	3,621,154	513,252	513,252	8,097	4,142,503

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,088,937	574,309	220,707	795,016	21,548	2,062,272	2,083,821
当期変動額							
剰余金の配当						△491,146	△491,146
新株の発行（新株予約権の行使）	54,366	54,366		54,366			
当期純利益						1,532,966	1,532,966
自己株式の取得							
自己株式の処分			455,400	455,400			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	54,366	54,366	455,400	509,766	—	1,041,820	1,041,820
当期末残高	1,143,304	628,675	676,107	1,304,783	21,548	3,104,092	3,125,641

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△346,621	3,621,154	513,252	513,252	8,097	4,142,503
当期変動額						
剰余金の配当		△491,146				△491,146
新株の発行（新株予約権の行使）		108,733				108,733
当期純利益		1,532,966				1,532,966
自己株式の取得	△79	△79				△79
自己株式の処分	346,500	801,900				801,900
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△283,299	△283,299	95,608	△187,691
当期変動額合計	346,420	1,952,373	△283,299	△283,299	95,608	1,764,682
当期末残高	△201	5,573,528	229,952	229,952	103,705	5,907,186

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

イ. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

③ 投資事業有限責任組合に類する出資の会計処理

当社の子会社又は関連会社が組合事業を推進し従事する営業者となっている投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業損益に計上するとともに投資有価証券に加減し、当社の子会社又は関連会社が組合の営業者となっていない投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業外損益に計上するとともに投資有価証券に加減しております。

(2) たな卸資産

① 販売用不動産

個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② その他のたな卸資産

移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8年～47年
工具、器具及び備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(3)ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の債権債務とヘッジ手段の特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業収益」として区分掲記しておりました「営業収入」及び「不動産売上高」は損益計算書の明瞭性を高めるため、当事業年度より「売上高」と掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収入」に表示していた3,650,600千円及び「不動産売上高」に表示していた11,141,522千円は、「売上高」14,792,123千円として組み替えております。

前事業年度において、「営業原価」として区分掲記しておりました「営業原価」及び「不動産売上原価」は損益計算書の明瞭性を高めるため、当事業年度より「売上原価」と掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業原価」に表示していた1,631,838千円及び「不動産売上原価」に表示していた10,382,012千円は、「売上原価」12,013,850千円として組み替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が227,838千円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が6,902千円増加しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が220,935千円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
販売用不動産	—	864,363
計	—	864,363

なお、上記資産は根抵当権の登記が留保されています。

担保付債務は、次の通りであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	—千円	99,996千円
長期借入金	—	825,007
計	—	925,003

※2. 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
短期金銭債権(関係会社短期貸付金を除く)	143,164千円	127,457千円
短期金銭債務(関係会社短期借入金を除く)	9,497	57,899

※3 資産の保有目的の変更

当事業年度において、「販売用不動産」に計上していた高齢者施設2,579,537千円を「建物」及び「土地」に振替えております。

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	93,254千円	38,205千円
売上原価	241,719	188,962
営業取引以外の取引による取引高	170,754	338,836

※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度10.9%、当事業年度11.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89.1%、当事業年度88.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
人件費	615,493千円	683,517千円
支払報酬	233,860	196,031
地代家賃	179,500	189,760
減価償却費	84,221	80,003

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,467,727千円、関連会社株式20,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,515,681千円、関連会社株式20,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	332,371千円	一千円
貸倒引当金	11,665	8,594
未払賞与	108,975	90,671
法定福利費	10,923	10,860
未払事業税	5,849	16,732
販売用不動産評価損	—	122,532
投資有価証券評価損	51,958	53,771
ゴルフ会員権評価損	2,090	2,203
投資有価証券	168,447	165,954
長期未払金	13,171	13,171
その他	36,600	27,012
小計	742,054	511,504
評価性引当額(注)	△508,634	△97,990
合計	233,420	413,513
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△226,517	△101,486
計	△226,517	△101,486
繰延税金資産の純額	6,902	312,027

(注) 評価性引当額が410,643千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れ及び投資有価証券に関する評価性引当額が減少したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.86%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.96	3.99
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△41.27	△13.02
評価性引当額の増減	4.82	△27.77
連結納税による影響	△1.35	△0.06
繰越欠損金の期限切れ	—	5.24
税額控除	△1.11	△2.37
その他	1.58	△0.28
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.52	△3.65

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めておりました「税額控除」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度において「その他」に表示していた0.46%は、「税額控除」△1.11%、「その他」1.58%として組み替えております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	201,925	2,408,416	1,724	2,608,618	102,641	20,826	2,505,976
工具、器具及び備品	128,837	45,191	11,190	162,838	85,830	17,273	77,007
土地	1,406	194,260	—	195,666	—	—	195,666
有形固定資産計	332,169	2,647,868	12,914	2,967,123	188,472	38,100	2,778,650
無形固定資産							
ソフトウェア	316,795	131,789	—	448,584	220,986	50,158	227,597
その他	1,778	—	—	1,778	586	81	1,192
無形固定資産計	318,573	131,789	—	450,362	221,572	50,239	228,789

(注) 1. 「建物」の「当期増加額」は、主に静岡呉服町高齢者施設の販売用不動産から有形固定資産への保有目的の変更2,385,276千円であります。

2. 「土地」の「当期増加額」は、静岡呉服町高齢者施設の販売用不動産から有形固定資産への保有目的の変更194,260千円であります。

3. 「ソフトウェア」の「当期増加額」は、主に生産性向上のためのシステム投資であります。

4. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	38,097	28,069	38,097	28,069

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日及び12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.azn.co.jp
貸借対照表及び損益計算書に係る情報を提供する当社ウェブサイト	http://www.azn.co.jp
株主に対する特典	<p>1. 株主優待の内容</p> <p>A. 6月末日を基準日としたご優待</p> <p>(1) 対象となる株主様と内容 毎年6月30日現在の株主名簿に記載されている株主様のうち、1,000株以上ご保有の株主様 各地の名産品複数から1品選択(3,000円相当) さらに、10,000株以上かつ1年超継続ご保有の株主様 うかいグループ共通御食事券(20,000円)又は、 うかい特選牛(20,000円相当)</p> <p>(2) 優待時期 毎年8月下旬に発送予定の株主通信とあわせて、優待商品ご選択のご案内状を送付いたします。</p> <p>B. 12月末日を基準日としたご優待</p> <p>(1) 対象となる株主様と内容 毎年12月31日現在の株主名簿に記載されている株主様のうち、30,000株以上ご保有の株主様 うかいグループ共通御食事券(30,000円)又は、 うかい特選牛(30,000円相当)又は、 カトープレジャーグループ施設利用券(30,000円)</p> <p>(2) 優待時期 毎年3月下旬に発送予定の株主通信とあわせて、優待商品ご選択のご案内状を送付いたします。</p>

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第28期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）2019年3月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年3月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第29期第1四半期（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）2019年5月8日関東財務局長に提出

第29期第2四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月6日関東財務局長に提出

第29期第3四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月7日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年3月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく、臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社青山財産ネットワークス

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 齋藤 晃一 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 禎 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青山財産ネットワークスの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青山財産ネットワークス及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社青山財産ネットワークスの2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社青山財産ネットワークスが2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

株式会社青山財産ネットワークス

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 晃一 印
----------------	---------------

指定社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 禎 印
----------------	--------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青山財産ネットワークスの2019年1月1日から2019年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青山財産ネットワークスの2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月27日
【会社名】	株式会社青山財産ネットワークス
【英訳名】	Aoyama Zaisan Networks Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 蓮見 正純
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長蓮見正純は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、2019年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備状況及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性の評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定いたしました。

全社的な内部統制については、当社及び連結子会社2社を対象として評価し、この評価結果を踏まえて業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社については、金額的質的重要性の観点から僅少であると判断し、評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、事業拠点の当連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上原価及び売掛金に係る業務プロセス並びに販売用不動産に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にもかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告の影響を勘案して重要性の高い業務プロセスとして個別に評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2019年12月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。